

令和7年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年9月12日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年9月12日（金）午前9時01分
散 会 日 時	令和7年9月12日（金）午後5時13分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	織田 京子 後藤 耕佑 潮田 幸子 諏訪三津枝 西尾 綾子 芝寄 和好
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	後藤 耕佑
委 員 員	潮田 幸子 諏訪 三津枝 芝寄 和好 西尾 綾子
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聽 者	なし

議　題

議案番号	議　題　名	審査結果
第74号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第79号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第81号	令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
第84号	令和6年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分について	認定
第86号	令和6年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認定

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長  
こども未来部副部長  
こども未来部参事兼  
こども応援課長  
子育て支援課長  
保育課長  
こども応援課副参事  
こども応援課鴻巣児童  
センター所長

小林 宣也  
矢澤 潔  
  
沼上 早苗  
新井 玲奈  
富田 まゆみ  
黒巣 弘路  
  
新島 政博

(教育部)

教育部長  
教育部参与  
教育部副部長  
教育部副部長兼  
学務課長  
教育総務課長  
生涯学習課長  
学校支援課長  
スポーツ習課  
中央公民館長  
教育総務課中学校  
給食センター所長  
学務課副参事  
学校支援課副参事  
学校支援課教育支援  
センター所長

鳥沢 保行  
池田 耕司  
松本 直樹  
  
棚澤 大輔  
長島 正和  
清水 健紀  
鈴木 聰  
竹井 豊  
新井 隆司

(健康福祉部)

健康福祉部長  
健康福祉部副部長  
健康福祉部参事兼  
障がい福祉課長  
福祉課長  
健康づくり課長  
介護保険課長  
ねんりんピック推進  
プロジェクト課長  
介護保健課副参事

木村 勝美  
高子 英江  
  
高田 史  
鈴木 恵子  
中山 尚子  
小野田直人  
  
金子 栄次  
千葉 昌子

吹上支所副支所長兼  
地域グループリーダー<sup>一</sup>  
川里支所副支所長

吉田 勝彦  
中越 好康

書 記  
書 記

國島 清文  
藤平美由紀

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と諏訪三津枝委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第74号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第81号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第86号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定についての議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第74号の条例の一部改正、次に議案第79号の一般会計補正予算、次に議案第84号の一般会計決算認定について審査を行います。最後に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第81号及び議案第86号について審査を行います。審査は全て、執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第74号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) おはようございます。それでは、議案第74号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回的一部改正につきましては、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者で、自立支援医療を受給している方の精神通院医療に係る自己負担について、新たに重度心身障害者医療費の助成対象とするため、所要の改正を行うものです。

対象者の拡大の目的としましては、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の精神通院医療費の自己負担額を助成することにより、定期通院等を促進し、再発や重症化を予防するものです。また、対象者の拡大につきましては、精神障がい者2級の方を新たに対象者としており、令和7年4月1日現在で995人となります。

施行日は、令和8年1月1日からとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) それでは、通告もしておりますので、4点まずお伺いをしたいと思います。

今の説明にもありましたけれども、精神2級の方が今後、今まで通院をしていて、自立支援医療のほうで通院をしていたけれども、そのときは3割だったものが1割負担であった。だけれども、その1割負担というのも大変で、なかなかそれが受けられないがために再発になってしまったりというのがあったので、それが変わるというのは、今回この重度心身のほうになるために個人負担がなくなるということは、これはもう県のほうでなっているということで聞いてはおりましたので、そういう方向にあるというのは聞いておりましたので、理解をするのですけれども、今回の条例改正によって、要は自立支援医療のほうは国と県が2分の1ずつであるということ、だけれども重度心身のほうになると県と鴻巣市の負担、2分の1ずつというふうに聞いております。そうなると、今までにはこの精神2級の方の医療費については市の負担がなかったもの

だけれども、今回はこれが市のほうで負担が出てくるということ、そこが私としては大きく違うのかなというふうに思っているのですが、もちろん利用者にとってはすごくすばらしいことで、いいのですけれども、市の負担の2分の1というところについては、国のほうから何か交付税措置とかそういういったものはあるのか、まず伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 交付税措置につきまして埼玉県に確認したところ、交付税措置の対象外であることから、一般財源で賄うものとなります。

以上です。

(潮田) そういたしますと、これ資料請求をさせていただきまして、この表ですごく分かりやすくやっていただいてありますので、理解できるのですが、そうすると想定される鴻巣市的一般財源の、本年度に関してはそんな大した金額、1か月かそこらの分になるかと思いますけれども、今後恒常的にずっと出ていくようになるかと思うのですけれども、その概算はどのぐらいになるでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 今想定しておりますところですと、月額400万円ほど増加になるというところですので、1年間に換算しますと4,800万、またその2分の1が市の負担となりますと2,400万というところが市の負担となると考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。この2,400万というのの、だから月額が400万でしたよね。それで、全額では4,800万だけれども、市の負担は2,400万。それの数字の根拠としましては、今ここの表の中にあります人数でいうと、その該当者というのが赤字でなっております1,132人ということになるのか。1級の方は既に重度心身ですから、今回のこの条例によって金額というのは、今示されたのが、2,400万というのがそのまま今回増える分ということでおいのか、人数1,132人でおいのか確認いたします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 今増えるというお話をさせていただきましたのが、精神障害保健福祉手帳2級の手帳をお持ちの方995人全員が対象となったときというマックスの数字で計算をさせていただいて

おりますので、この中には、資料のほうにも書いてございますとおり、生活保護の受給者であったり、所得要件で外れてしまう方もいらっしゃる可能性がありますので、その辺り若干数字的には下がってくる可能性があるかと考えております。

以上です。

(潮田) それについては、若干というのがどのくらいを指すのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 現在、生活保護の方と自立支援を受けていらっしゃらない方というのがこの2級の手帳をお持ちの方の中いらっしゃいまして、もちろんそこには所得要件で外れて自立支援を受けていらっしゃらない方、または自ら申請をされない方というのもいらっしゃるというところで、大体300人弱ぐらいの方がここから引かれるのではないかという想定なので、ただ実際申請を受けてみないと、対象となるか、また生活保護の方に関しましては、いつ生活保護を脱却されるですか、税更生されるとかといういろんなこともありますので、今回の補正に関して995人というマックスの人数で上げさせていただいている状況です。

以上です。

(潮田) 分かりました。通告してある2番目が今の答弁ということでおろしいでしょうか。すみません。

それでは、3番目であります。今回の改正によりまして対象者は自己負担がゼロになるということは、医療費が心配で診療を控えていた方が適切な治療によって症状改善を期待できるって思うのですけれども、そもそもこの改正の周知というのが、やっぱり精神の2級の方のところに必要な情報がなかなか届きにくいかなというふうに考えているのですけれども、どのように行うのか伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 対象者995名の方に制度の説明のための資料を送付するとともに、広報、市のホームページ及びSNSで周知をしてまいります。また、医療関係者に対しましては、埼玉県が県医師会、県精神科病院協会、県薬剤師会等の団体に対しまして各院のほう

へ周知を依頼するとのことで伺っております。

以上です。

(潮田) それでは、4番目に通告しております、通院加療が対象というふうに思うのですけれども、今精神のほうでの訪問看護でやつていらっしゃる方すごく多く、たまたまですけれども、よく耳にいたします。この訪問看護は今回の対象になるのか伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 訪問看護も対象となります。

以上です。

(潮田) そうすると、基本的にこれ通院という部分で訪問看護オーケーですけれども、入院のほうは入らないということでよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 委員のお見込みのとおり、入院につきましては対象外となっております。

(潮田) そうすると、先ほど3番目にお聞きしたところでの周知については、医療機関とかというのでありましたけれども、より多くの方に知つていただくためにやっぱり、訪問看護が結構今利用されている方が多いのかなというふうに思うのですけれども、例えば訪問看護といつても、これって鴻巣市内の訪問看護ステーションではなく、ほかの訪問看護、医療機関からの訪問看護を受けている方も多くいらっしゃるかと思うのですけれども、今回鴻巣市でもこれが条例改正になりますけれども、全県でこういう改正になるものなのか、当然これ市町村の負担が増えるものですから、市町村によってはそれを受けないという場合もあり得るのか伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 今ほぼ全県の市町村でこの制度を取り入れるというようなお話を聞いておりますので、ほぼどこの訪問看護さんの関係を受けられたとしても対象になってくるかと思われますので、問題ないのかなと思っているところです。

以上です。

(潮田) そういたしますと、今回の周知は、まずは個別通知をするということ、あと市の広報にも載せるということ、あとは医療機関というこ

と、その3点が周知方法ということでおよろしいでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 委員のお見込みのとおり、その周知で考えております。

以上です。

(潮田) 最後に、これって障がい福祉のほうのガイドブックがありますよね。そちらのほうにもそれが記載されるタイミングというのは、いつのタイミングで載せる。あれは年に1回の発行でしたっけ。いつのタイミングで発行されるものなのかなを確認したいと思います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 障がい福祉のガイドブックにつきましては、10月を発行と考えておりますので、そちらのことに関して再度検討させていただきます。

先ほど潮田委員さんに回答した際に補正のお話をさせていただいたのですけれども、今回、扶助費については補正のほうを上げておりません。こちらに関しましては、現在動いている重度心身のほうのものについてのまだ精査ができおりませんので、実際足りるか足らないかというのはまた12月補正なりのときにご相談させていただこうかと思っておりますので、今回扶助費に関しては上げていない状況になっております。

以上です。

(委員長) 潮田委員、大丈夫ですか。

(潮田) はい。

(後藤) 議案第74号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について何点か質問をさせていただきます。

前任者の質問、答弁で理解できた部分は省きながらで、結局、本来国が担っていた部分を端的に言うと市が負担するということになるかと思います。まず、市として、本来国が担うべき部分を今度この条例の改正で市が負担するということになったことの是非とか、あと県のホームページとか見ると市の財政力に応じて市の負担率が変動するみたいな仕組みも記載があったので、こういったところ序内ではどのような議論、あと検討がなされたかというところを伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 財政力に応じてのところなのです

が、財政力に応じて市の負担が変動することにつきましては、財政力指數が1を超える団体に対してとなります。本市は0.648ですので、これについての議論は行っておりません。

以上です。

(後藤)あと、今年のたしか2月の県議会でどこかの会派の方が代表質問されていたのですけれども、この条例の改正に関して、大野知事の答弁で、市町村への意向調査や個別ヒアリングを実施したというふうに答弁されているのですけれども、鴻巣市としては実際にその県からのヒアリングの場とかタイミングとかがあったのかというところ、またあったのであればどのような意見を県に伝えたかと。また、知事のほうから概算の予算見込みなどを各市町村にも伝えるみたいな、ふわっとしたお話があったのですけれども、そういった予算の見込みなどが県から具体的な提示があったのかというところを伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長)令和6年5月に意向調査があり、本市の回答としては、予算確保等の懸念があり、慎重な検討をするため、現時点では判断できないと回答しました。ヒアリングは、その時点で拡大意向を回答した県内15団体に対して実施したようです。また、令和6年10月にも、5月の意向調査で判断できないと回答した団体を対象に意向調査がありました。本市は、判断できないと回答をしましたが、検討可能な13団体に対して11月にヒアリングを行ったようです。それぞれ意向調査時点では県から予算見込みの提示はありませんでしたが、令和7年3月の県主催の説明会において見込額の提示がされております。

以上です。

(後藤)あと、今後の想定される概算の予算というのを前任者の答弁で大体、年間で2,400万円ほど、そこから生活保護の受給者、所得要件で除外になるので、ちょっと減るのではないかというような話があったと思うのですけれども、市の障害者計画とか障害福祉計画には、今後も自立支援医療の利用者とか手帳の所持者の数というのは、これまでも増加していますし、今後も増えていくというような見込みがされております。今現状では2,400万よりちょっと減るという見込みだと思うのですけれ

ども、今後この部分がもっと増えていくのではないかというところを懸念しております。中長期的に見てこの負担というのを持続的に担うことが可能なのかというところ、将来的な見通し、検討された部分があれば伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 対象者の増加に伴い、市の負担が大きくなることは想定されますが、財政的なことにつきましては、今後の市財政状況にもよりますので、断言はできませんが、持続しなくてはいけないものと考えております。また、受診が必要な方が精神科通院の受診を控えることがなく、定期通院を促進することにより、重症化の予防になり、障がいの悪化を防ぐことは将来的な市の負担の軽減になるとも考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

では、休憩いたします。

（休憩 午前9時55分）

---

◇

---

（開議 午前10時09分）

（委員長）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求める。質疑はありませんか。

（芝寄）では、何点か。

ページ数で21ページの障がい者補装具費支給事業のほうの賠償金の件ですけれども、先ほどちょっと説明あったのですけれども、いま一度ちょっとゆっくり説明を聞きたいので、お願ひいたします。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）こちらにつきましては、報告第7号関係での補正予算となります。補装具費支給決定に基づき、補装具製作業者が意思伝達装置を申請者へ納品したところ、申請者から機種が違うとのことで受け取りを拒否され、連絡を受けた病院から市に連絡が入りました。原因は、医学的意見書に記載されている機種名が誤っており、誤った機種で発注されたためでございます。誤発注の原因是、医学的意見書に記載されている機種名が誤っており、誤った機種で発注されたためでございますが、補装具費支給決定における事務の中で、市が使用状況の確認のため相手先病院に入院中の申請者を訪問した際に、医学的意見書に記載の機種とは異なる機種を使用していたものの、事前に病院から後に誤発注された機種を使用しているとの情報を得ていたため、申請者への配慮から、機種の確認まではしなかったことも誤発注の原因になったことは否めないことから、この納品できない状態にある機器の代金支払いについて病院と複数回の協議を行った結果、意思伝達装置一式の代金のうち3割相当分を市が支払うことで合意に至ったものです。

以上です。

(芝 善) 3割ということなのですけれども、いろいろ話し合ったという結果ということですが、この3割の根拠、もう少し詳しくお聞きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 3割の根拠というところなのですけれども、弁護士に相談したところ、負担割合の交渉は難しく、折半という考え方もあるとのことでしたが、病院側との交渉で、誤発注の大きな要因は機種名を誤認していた病院側との認識があることから、折半とはせず、協議の上、市の負担割合を3割で合意しました。

以上です。

(芝 善) 折半、半分が妥当なのかなって思ったところもあるのですけれども、3割で病院側のほうはすぐ納得したのですか。不満は残ったまま7割向こう負担ということで終わったのですか。その辺をちょっとお聞きしておきます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 複数回協議を重ねさせていただいた結果、やはり医師の医学的意見書というものは大きなものであるというところも病院側さんからも確認をいただいており、ただこちらの市としても確認業務を怠ったということは大きな誤りであったというのをお互いで認め合ったというところで、協議して7割、3割というところでお話を決めさせていただいたところです。

以上です。

(芝 善) では、29ページ、下のほうのあたご公民館管理運営事業において、委託料と工事請負費、先ほど冒頭の説明の繰越明許のほうでも説明があったのですけれども、もう一度工事の、空調設備の詳細をお願いいたします。

(中央公民館長（課長級）) お答えいたします。

現在、あたご公民館は、熱源を灯油とする集中管理方式の冷温水器式を使っております。これが不具合が起きているということで、この設備を電気式の個別の空調に改修するというものでございます。

設備については以上です。

(芝 善) 電気式ということなのですけれども、最近の流れでは災害時に

動かせるようにというふうにガス式のほうが主流になってきていると私は感じているのですけれども、その辺の検討はしなかったのかお聞きしておきます。

(中央公民館長(課長級)) お答えいたします。

設計業務委託のほうで当然ガス、電気、検討したところ、ランニングコスト等、総合的に勘案して電気式がいいだろうということで、そういういた見解が出てきましたので、電気式のほうで改修するということになつております。

以上です。

(芝嵩) では、冒頭の先ほど言ったように繰越明許のところの説明で、委託料について、安全のためにというふうに管理料を見ているという、安全のためというのがちょっと引っかかって、安全にやるのは当たり前なのですから、安全のためにというのは何をもって安全なのか、すみません、言葉尻を取って申し訳ないのですけれども、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

(中央公民館長(課長級)) お答えいたします。

全館これを、空調を改修工事って大きな工事になりますので、当然設備会社等そういったのはありますけれども、第三者の目をもって全てこの工事が安全、危険度はないかとか、そういうなあなあの関係になつていなかとか、そういうことを管理するためにこの管理委託料というのを設けてあります。

以上です。

(芝嵩) では、その下の図書館管理運営事業についても同じく、いま一度空調設備の詳細をお願いいたします。

(生涯学習課長) お答えします。

川里図書館の空調設備につきましては、令和5年4月に空冷ヒートポンプチラーの2機あるコンプレッサーのうち1機が停止しております。現在は1機のみで稼働している状況で、大変負荷がかかっているような状況が続いておりまして、度々不調というようなことが出ております。今回の改修に当たりまして、現在ついております、屋上にありますチラー

2機のほうを撤去しまして、新たにユニット型空調機1台、室外機は現在屋上にあるチラーを撤去し、設置をいたします。その他、パッケージエアコン16台を設置しまして、こちらの室外機等につきましては施設の空きスペース等をうまく利用しながら設置する予定であります。

以上です。

(芝寄) では、31ページをお願いいたします。スポーツフェスティバル開催事業でちょっとお聞きします。

保険ということなのですけれども、通常、いろんなイベントで掛ける保険ってレクリエーション保険だとかイベント保険だとかあると思うのですけれども、市がこういう入っているのというのは、市の事業全部をひつくるめたので一括で入っているものなのですか。その保険の支払い場所がちょっと予算書でも読み取れなかつたので、どこでこれ支払っているのかなというのをちょっと確認のためお聞きします。

(スポーツ課長) こちらは、全国市長会の市民総合賠償保険金ということで、管轄になると資産管理課のほうで一括まとめて、市の行事等についての保険金についてを管理しているところでございます。

以上です。

(芝寄) 去年けがされた方ということなので、このスポーツフェスティバルのときに、1年かかった理由というか、通院していたのかどうか、その辺ちょっと。今になってのこの支払いというのがどのような形になってこうなったのかをお聞きしておきます。

(スポーツ課長) お答えいたします。

先ほどの説明でも申し上げたとおり、昨年の10月13日のスポーツフェスティバルの開催中にけがをしてしまったということで、その後、職員、保健師が常駐しておりましたので、そこでクーリングを実施し、保護者に連絡をして、救急車の要請等も行いましたけれども、その辺につきましては保護者のほうから断りの依頼がありまして、すぐ赤見台整形クリニックに向かい、その後、10月に3回通院、11月に2回、1月に1回ということで通院をされまして、またこの支払いの時期がなぜこの時期になってしまったかということなのですけれども、まず最後の通院が先ほ

ど申し上げたとおり7年の1月ということで、それから保険の書類の作成に当たり、また医療機関等の診断書の治療が7年の4月。その都度保護者の方にはこちらのほうから連絡は入れてはあったのですが、出張等が多い保護者の方だったので、なかなか連絡も通じないところもございました。その辺はこちらも誠意を持って期間ごとに連絡を入れていたのですけれども、最終的には文書をお出しして最終的な調整をさせていただきまして、最終的な書類の提出があったのが7月ということになりました。それから手続きを始めましたので、この時期になってしまいました。以上です。

(諒訪)では、2点だけ質問させていただきます。

1点目が25ページです。上段の福祉課、そしてその下の福祉課なのですが、上は生活保護総務費の庶務事業53万5,000円、下のほうが、こちらのほうはいわゆる扶助費の返還ということで9,322万5,000円ということなのです。その1点目のほうなのですが、庶務事業のこの返還がどういった内容なのか。

2点目は、その扶助費、全体の予算が15億4,400のところを9,300という大変高い金額を返還するということのようなのですけれども、庶務事業と、それから扶助費の内容を伺いたいと思います。

(福祉課長)まず、生活保護総務費庶務事業のほうになりますが、こちらのほうの返還金の内容が、被保護者健康管理支援事業における会計年度任用職員の勤務日数ですか時間等が予算時よりも少なかったために、この分を返還するものになっております。

続きまして、生活保護扶助事業になりますが、こちらのほう、生活扶助費、医療扶助費、介護給付費、それと県負担金がございまして、それぞれ見込みほど伸びなかつた。まず、生活扶助費については、見込みほど伸びなかつたことや被保護者からの返還金等の発生が多く、支出額から返還金等を控除した額を国庫基本額とするために、その分が返還金となつたためのものになります。

続きまして、医療扶助費のほうになりますが、こちらのほうも予算計上のときには十分な伸び率を見込んで計上していましたが、医療扶助費が

見込みほど伸びなかつたために返還になつております。

それと、介護給付費のほうになりますが、こちらのほうも見込みより介護扶助費が多かったのですけれども、被保護者からの返還金等の発生が多く、支出額から返還金等を控除した額を国庫基本額とするために返還金が発生したものとなつております。

それと、県の負担金のほうになりますが、こちらのほうも見込みより対象者の生活扶助費や医療扶助費が多かったのですけれども、被保護者からの返還金等の発生が多く、支出額から返還金等を控除した額を国庫基本額とするために、その分が超過額となつたために返還金が発生されたものとなつております。

以上です。

(諒訪)では、扶助費のほうの返還について何点か伺いたいと思います。そうしますと、医療、介護等も見込みより少なかつた、伸びなかつたということなのですが、この辺は人数とか金額とかがもし詳細が分かれれば、それぞれ分けてお答えいただきたいと思います。あと、被保護者からの返還が何件で幾らだったのかも詳細をいただきます。

(福祉課長)まず、医療扶助費のほうになりますが、こちらは令和6年の12月補正でC型肝炎患者の2名の高額な治療費を見込んで計上しておりました。実際はその医療扶助が伸びなかつた、2名のうち1名が2か月で治療が終了したために、その分がプラス返還金となつております。また、遡及年金等による返還金の額が約2,788万円と大きかつたために、給付実績額から差し引くために、その分が返還金となつております。

続きまして、介護給付費のほうになりますが、こちらも遡及年金等による返還金の額が約45万円と大きかつたために、給付実績からその差し引いた分の影響となつております。

以上です。

(諒訪)被保護者からのいわゆる返還、収入認定をしたというような返還についての人数と総額が分かれればお願ひいたします。

(福祉課長)人数のほうは、すみません、把握をしておりませんので、金額のほうでよろしいでしょうか。暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 29 分)

---

◇

---

(開議 午前 10 時 30 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) まず、医療扶助費の返還金のほうになりますが、こちらのほうが2,787万8,241円、それと介護扶助費等のほうになりますが、こちらが44万6,943円となっております。

以上です。

(諒訪) 生活扶助費、例えば体調がよくて仕事を週1回しましたというようなときに、収入認定をして返還をするという仕組みになっているかと思うのです。その人数、いわゆる生活扶助費を返還する金額も含めて詳細が分かればお願いしたいと思います。この収入認定をするというのが結構、生活保護を受けている方々からは大変な思いで返還するというのも聞いておりまして、人数非常に大事だなと思っています。

(委員長) 諒訪三津枝委員、今のは質問ですか。質問。と思いますが、どのようにお考えですかということでしょうか。

(諒訪) すみません。最初の質問です。生活扶助費を返還した人数、そして総額、金額です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 32 分)

---

◇

---

(開議 午前 10 時 34 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) まず、生活扶助費等の返還金の額のほうを答弁させていただきます。

まず、金額のほうが3,984万2,648円となっております。こちらのほうそれぞれ返還金のほうになりますが、主に遡及年金による返還金のほうになりますので、人数のほうが必要ということであればまた改めて答弁をさせていただくようになります。

以上です。

(諒訪) 還及年金ということは、本来年金を受給できるのにしていたいなかったという方だとか、忘れていた、その年金があることがご自身で理解できていないという方もいらっしゃるかと思うのですけれども、例えば知らなかつたという、企業年金だとか、そういった手続を取らなかつた方が、その存在すら分からぬ中で、ケースワーカーの方が調べられて、それをいわゆる返還をしてくださいと、収入認定をしてくださいというような強引な手續などはされていないかどうかをちょっと伺いたいと思います。今回とても、9,300万の返還というのはすごく金額としては高いなと私感じまして、実際にケースワーカーの方が被保護者の方々に親身に自立を支援することでこの生活保護というものを使っていらっしゃるかと思うのですけれども、心も安定できるようなケースワーカーのやっぱり寄り添ったものが必要なのかと思うのですけれども、本人が知り得ていない古い企業年金や厚生年金、自分も掛けていたことが分からなかつた、今還及年金とおっしゃいましたけれども、そういったものを手続する際にはやっぱりよく理解していただけるようなことが必要なのかなと思っておりまして、今回この補正予算に出た金額があまりにも高いので、ちゃんと理解が進んでのことなのかどうかも含めてお伺いをしたいと思います。

(福祉課長) 被保護者の方には、様々でありますので、こちらのケースワーカーのほうからお話をさせていただいて、年金がもらえる、受給されるのを知らなかつたという方ももちろんいらっしゃいます。あとは、もらえるのだろうけれども、どういった手続をしたらいいのか分からなかつたという方もいらっしゃいますので、一概にどういうのが多かつたというのは、すみません、こちらでは把握しておりませんが、そういう方々が主なものとなっております。実際に申請をしていただくときに、その方に調査を委任するという形で委任状を頂いておりますので、こちらのほうではそれを、委任状を受け取った際には、その後ケースワーカーのほうから調査をさせていただくようになっております。その後の対応についてになりますが、職員一人一人が相手の気持ちに寄り添つた説

明をさせていただくように指導はしておりますが、やはり言葉の行き違いですか、そういったことも考えられますので、今後につきましてもきちんと相手の方に理解をしていただけるような説明をしていきたいと考えております。

以上です。

(諏訪) では、ページで29ページ、教育総務課の小学校施設改修事業でございます。これではない。ごめんなさい。間違えました。川里図書館とあたご公民館の工事が入るということなのですけれども、あたご公民館は既に貸し館業務が行われていないということですけれども、そこを利用されている、活用されている方々がどのような、代替のことがあるのか、別のところに利用ができるような配慮できているのかどうかということと、ちょっと長期間になりますのでね、それと川里の図書館ですけれども、こちらのほうはこの工事の期間中は利用ができなくなるかと思うのですけれども、その期間の本の貸出し……ごめんなさい。間違えた。教育総務課ではないですね。公民館。

(委員長) 公民館事業。

(諏訪) ごめんなさい。公民館の事業です。すみません。

(委員長) あたご公民館のね。

(諏訪) いえ、29ページの公民館の課です。すみません。川里の図書館なのですけれども……

(委員長) すみません。ちょっといいですか。諏訪委員に言います。川里のまず図書館を聞いた後に今度は別のものと、1つずつお願ひします。あと、ページ数と事業名をお願いいたします。

(諏訪) では……

(委員長) 29ページでしたよね。

(諏訪) 29ページのあたご公民館管理運営事業です。この工事のほうなのですけれども、貸し館業務を休んでいる間の対処の仕方を伺いたいと思います。

(中央公民館長(課長級)) お答えいたします。

休館に当たりまして、まず利用者に、不具合によりましてエアコンが止

まるので使えなくなりますよといった周知というのは当然いたしました。それについて、利用している方は、ではどうしたらいいのかというご質問は当然来ます。その場合には、他館の施設、そちらで活動はどうですかというご案内をさせていただいたり、中には、かなり今年も酷暑でありましたので、夏場お休みするといったような団体もございます。実際、中央公民館にも、あたご公民館を利用している利用者が何団体か、こちらのほうで予約を取って活動されているというような状況でございます。

以上です。

(諒訪) では、続いて生涯学習課でございます。こちらのほうの川里図書館、同じように工事の期間中の対処の仕方を伺いたいと思います。

(生涯学習課長) お答えします。

川里図書館なのですけれども、現在のスケジュールとしましては、1月から2月中の工事着工を予定しております、先ほどお話ししましたように8月末頃の工期終了を予定しております。その中で、指定管理者より、旧教育支援センターを使いまして一部業務を継続したい旨の今ご相談をいただいております。スペース等、どのぐらいのスペースを使うかですとか、あとはどういった業務が実際できるか等については今後協議させていただく中で、一部業務の継続を検討しているところでございます。

以上です。

(西尾) では、議案第79号、令和7年度鴻巣市一般会計補正予算の中から3件について質問させていただきます。

まず、25ページ、福祉課の生活保護扶助事業なのですが、先ほど前任者の方も質問されていたのですが、それに関して私も質問させてください。返還金が9,322万5,000円と、やはり私も金額が大きいなと感じました。先ほどの前任者の質問の中で幾つか分かってきたのですけれども、生活扶助費3,984万2,648円の返還を求めた人数、返還した人数が私もやはり知りたいです。なおかつ、そのうち遡及年金による返還の額と人数も知りたいです。それから、遡及年金以外の理由による生活扶助費の返還の

金額、それから人数、遡及年金が金額出ればそのほかの金額も出るのですけれども、その人数、それからこれは今お答えいただけるかと思うのですが、遡及年金による返還以外の生活扶助費の返還の理由、こちらをお伺いしたいです。

それから、これは全体に言えるのですけれども、返還を求める際、どれくらいの期間の猶予を見ているのか。すぐ返せというわけではないと思うのですが、どれくらい、何か月後とか、何週間後とか、返還期限の猶予を見ているのか、それについてもお伺いします。

(福祉課長) 先ほどの返還した人数の関係になりますが、こちら遡及年金による人数と額、それと遡及年金以外による人数と額については、すみません、後ほど答弁をさせていただく形でもよろしいでしょうか。すみません。よろしくお願ひいたします。準備ができ次第ご報告させていただきます。

それと、返還による理由なのですけれども、やはり課税調査ですか、そういった調査を、29条調査というものがあるのですけれども、そちらのほうで調査をさせていただいて、実は収入があったということで返還の理由になっている方もいらっしゃいます。

続きまして、返還を求める際の猶予についてになりますが、こちらのほうは、まず一括で納めてくださいという形が基本になっていますので、そちらをご案内させていただきますが、どうしてもやはり一括で払えないという方がいらっしゃいますので、その方については毎月幾らくらいだったら払えるのかなということでお話をさせていただいて、毎月5,000円ずつですか、1万円ずつですか、相手の方に合った形で返還をさせていただくような手段を取っております。

以上です。

(西尾) 最初の質問の遡及年金による返還以外の理由による生活扶助費の返還ということで、課税調査、29条調査をした結果、返還を求めるというお答えだったのですが、それ以外に生活扶助費の返還を求める理由はないのかどうか、確認のためお伺いします。

それから、2番目の返還を求める際の期間の猶予なのですが、今一括で、

もしくは分割でというお話があったのですが、期間についてはどうなのでしょうか。お伺いします。

(福祉課長) まず、1点目の収入の関係になりますが、もちろん課税調査以外にも、ご本人様が1か月こういう収入がありましたということでお申告が原則になっておりますので、ご本人様の申告によって返還になる場合もございます。

続きまして、返還を求める際の猶予になりますが、こちらのほうは一応1か月を目安にしておりますが、その後は1か月に5,000円ずつですか、1万円ずつ返すよという方については、金額が大きければ大きいほど年が3年とか5年となる方もいらっしゃいますので、こちらのほうは様々な期間になっております。

以上です。

(西尾) それでは、返還でやっぱり多分1か月すぐに返還するというのは非常に厳しいと思うのです。その場合、分割でということだったのですけれども、例えば分割で返した場合、そこに利息ですか、利息とかはもちろんつけないですよね。念のため確認です。借りた分そのまま返すというだけでよろしいのか、確認です。

(福祉課長) 利息はつきません。

以上です。

(西尾) では、次に参ります。

次、2つ一緒に参りたいと思います。25ページの教育総務課の小学校教育ICT環境整備事業の器具等修繕料、それから教育総務課、同じく、中学校教育ICT環境整備事業の器具等修繕料、これ先ほどそれぞれ端末、小学校16台、中学校9台という、その修繕料ということだったのですけれども、端末1台当たりの修繕料は、では幾らになるのかお伺いします。

(教育総務課長) 今回の予算額の計上に当たりまして、1台当たりの金額なわけですけれども、14万6,900円（P21「税別14万6,900円」に発言訂正）ということで1台当たり計算しております。

以上です。

(西尾) これ修繕が14万6,900円ということですよね。新しく買うのではなく。

(教育総務課長) はい、修繕ということになってまいります。  
以上です。

(西尾) としますと、今パソコンって高い、安い、いろいろあると思うのですが、修理で14万、約15万というのは、個人でパソコンを買う場合はこれだったら高いなと、新しく買い換えたほうがいいなと考えるような値段ではないかと思うのです。これが今後もずっと修理のたびに1台約15万ずつかかるとなると、今後相当な修繕費用がどうしてもかかってくると思いますので、相当な支出になるのではないかと思うのですが、その辺りどうお考えでしょうか。

(教育総務課長) まず、1点ちょっと訂正のほうをお願いします。  
先ほど私のほうが1台当たり14万6,900円と申し上げたのですけれども、そちらにつきましては、すみません、税別の金額という形になってまいります。税別で14万6,900円ということになってまいります。

買い換えたほうがということでのご質問なのですけれども、先生用の端末なのですけれども、現在新しく購入した場合ということで、概算の金額にはなってくるのですけれども、こちら1台27万6,000円ぐらいということで確認しております、そうすると修繕のほうがまだ安いのかなということで考えております。

こちら今後なのですけれども、この先生方の端末につきましては5年間のリース契約という形になりますて、今年度いっぱいリースが満了の予定なのですけれども、現段階なのですけれども、もう1年間リース延長して、その後買い換えられればということで現在考えております。

以上です。

(委員長) ただいま教育総務課長より発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

文言の訂正については、委員長に一任願います。

(西尾) 念のため確認なのですが、5年間のリース契約をしているパソコンをその途中で修繕で税込みだと今度約15万超えますよね。15万ぐら

いかけて修理するということなのでしょうか。リース契約はまた別でお金を払っているわけですね、リース会社に。修繕のお金は、リース会社ではなくてどこに払うのですか。それも含めて、念のため確認です。

(教育総務課長) 5年間のリースということで、リースの料金についてなのですけれども、リース会社のほうにリースの金額のほうは支払っているような状況です。そういう中で、買い換えずに修理ということでよろしいですか。やっぱり現段階でいきますと、新規で購入した場合と修理ですか、比較しまして、やっぱり修理の金額のほうが安いということで、まずは修理ということで進めていければと考えております、修理金額が安いということで、引き続き修理して対応していきたいと思います。

以上です。

(委員長) 答弁漏れですか。暫時休憩いたしますか。大丈夫ですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時55分)



(開議 午前10時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) すみません。今回修繕で対応するものなのですけれども、今回保証外の部分という形になりました、その部分の修理というものになってまいります。

以上です。

(西尾) 答弁漏れで、どこに修理代を払うのかというのをお伺いします。

(教育総務課長) 修理代の支払先ということでよろしいですか。こちら修理につきましては、修理のほうをまた業者の方に依頼するのですけれども、そちらの方に、依頼したところに支払うという形になってまいります。そうなってくると、リース会社とは別の会社になってまいりますので、リース会社とは別のところに支払ってまいります。

以上です。

(西尾) 念のため確認なのですが、最初端末を導入するときは、うちがというか、本市が端末を一括で購入して、それをリース会社にリース契約することなのですよね。そういう流れなのですか。

(教育総務課長) 今回の先生方の端末なのですけれども、うちのほうで一括で購入してリースというわけではなくて、選定に当たりまして、リース会社のほうですか、選択した業者のが提案があったのですけれども、買取りというわけではなくて、最初からリースという形の契約になっております。

以上です。

(西尾) もう1件だけ最後に確認なのですが、先ほど保証外の修理が発生しているのでということだったのですけれども、となると保証外の修理が今回小学校、中学校合わせて約25台ということですね。それが15万ぐらいの修理が発生している。それが保証外ということなのですけれども、これだけ保証外の修理がたくさん発生するのであれば、ちょっといろいろもう少し経済的に安く済む方法を考えるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。今後もこういった保証外の修繕がぼこぼこ発生するのではないかと危惧しております。いかがでしょうか。

(教育総務課長) 今後もこういった形で修繕が発生するのではないかという部分なのですけれども、こちらにつきましては、各学校等に使うに当たっては注意してご利用くださいということで案内しまして、できるだけそういった修繕の台数を減らすように案内のほうはしているようなところです。今のこの金額で、15万ぐらいで直すということなのですけれども、確かに高い部分もあるのですけれども、今のこちらの今後の計画でなのですけれども、こちらのほうにつきましては、やはり5年間使った後、また1年間延長して使って、そこで新しくということでできればしていきたいという考え方もありますので、新規で買うよりも修繕のほうが安い場合は修繕のほうで進めていければと今考えております。

以上です。

(西尾) 先ほど最後と申し上げたのですが、1点だけ確認です。これレンタルだったら、途中でこれ借りるのをやめるといって、その後のお金

払わなくていいと思うのです。でも、リースだと、例えばこれ5年リースですよね。となると、今何年目かちょっとあれですけれども、例えば3年使って、あと2年分のリース期間が残っているのに途中でやめるといったら、違約金みたいな残りのお金を払わなければいけないですよね。それと今回の修繕費用をてんびんにかけた場合、残りのリース期間全部借りたほうが経済的には助かるという意味でそういうふうにおっしゃっているのでしょうか。念のため確認です。

(教育総務課長) 今回の検討に当たりまして、今お話をありました、ここでリースを解約した場合の金額とか、その部分まではちょっと検討はしていませんで、あくまでも新規で購入した場合と修理した場合の費用ということで検討した結果となってまいります。

以上です。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時03分)



(開議 午前11時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。追加質問ですね。

(西尾) はい。

(委員長) 先ほどの続きということでおろしいでしょうか。

(西尾) はい。申し訳ありません。終わると言いながら、これで最後にすると言いながら、続きを質問させていただきます。

先ほどの小学校、中学校の教師用端末の修理箇所をお伺いします。故障内容ですね。修理箇所、故障内容をお伺いします。

(教育総務課長) 修繕する主な故障内容、修繕の内容としますと、液晶の破損が一番多いような状況です。

以上です。

(西尾) 液晶が多いということなのですけれども、やはり先生方お忙しいので、歩きながら落としてしまうということも、そういうことが発生するのも仕方ないのかなと思うのです。ただ、パソコンの液晶画面とい

うのは、やはり故障というか、壊れやすい、破損しやすいものではないかと思うのです。なので、これが保証の対象外というのは、ちょっとメーカーの保証対象外ということかもしれないのですけれども、リース契約のときとかにここのはうもちょっと保証に入れてもらえるとか、何か手だてはないものかどうか。ちょっとこれが保証から外れてしまっているというのは大きいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(教育総務課長) おっしゃるとおり、液晶が保証外ということの部分なのですけれども、ここで例えば今からとか入れるとか、入れないとかいうこともあると思うのです。途中からでも。もし入れたとしても、別途また費用もかかってくることも考えられるのかなと思いますので、こういった状況だからということで今から加入というのも、また入替えのほうも考えてはいる中なのですが、加入のほうについてはちょっと十分考えていかなければいけないのかなと考えております。

以上です。

(西尾) 今後、今のリースしている物品、端末のリース期間が終了したとき、また次の新しい機種というか、端末を導入してリース契約結ばれると思うのですけれども、その際にレンタルにするとか、保証内容をこちらの使い方に合わせて、もう少し経済的に払えるような保証内容も含めて見直すとか、ちょっと検討が必要なのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

(教育総務課長) 次のまた入替えのほうも今検討はしておりますので、場合によったらそういった部分も考えの一つとして、そういったのも含めて検討していくことも考えていいければとは思います。

以上です。

(潮田) すみません。議案第79号、鴻巣市一般会計補正予算（第4号）につきまして、まずは債務負担行為のところからいきたいと思います。6ページのところです。ここにあります保健予防事業データ入力業務委託、保健予防って物すごく範囲が広いと思うのですけれども、まずこの内容詳細を伺いたいと思います。

(健康づくり課長) お答えいたします。

予防接種事業、それからがん検診事業等の予診票、それから検診票の範囲につきましてデータ入力の業務を委託するものでございます。医療機関から毎月提出される問診票や検診票のデータ化を業者に依頼しまして、その納品されたデータを健康管理システムのほうで管理をしているというふうな状況でございます。

以上です。

(潮田) 今の説明からいたしますと、厚生労働省が考えている標準化の関連ということになるのでしょうか。

(健康づくり課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、毎年データ入力の問診票のデータ化というのを契約をして、業者さんにパンチデータの入力をお願いしているものなのですが、その項目については、委員さんご指摘のとおり、標準化の項目と連動してくるものでございます。

以上です。

(潮田) そうすると、その標準化のほうとなると、今までと少し目的が違うものになりますよね。標準化のほうに沿ってのものではなくて、たまたま同じものがあるという意味なのか、標準化のほうを想定してこの補正予算、債務負担行為ということになるのか確認いたします。

(健康づくり課長) 今回の債務負担行為につきましては、毎年度計上させていただいておりまして、通常の業務、医療機関で行った予防接種の、様々な予防接種ございますが、そういった予防接種を受けた方の全体でいきますと、予防接種でいきますと約6万3,000件ぐらい予防接種、年間で受けていただいているのですが、こういった方々を予防接種台帳で管理するために、その受けたデータをシステムに取り込むためのデータ化的予算となっておりまして、もう一つ大きいのが、がん検診等の検診を、年間で件数でいきますと約2万6,000弱ぐらいなのですが、市民の方が受けた検診のデータを健康管理システムにデータ化して取り込むための作業ということで予算化をしておりまして、標準化に当たる業務の予算とはまた別のものでございます。

以上です。

(潮田) それでは、やはり同じく債務負担行為の中の鴻巣市上谷総合運動公園野球場スコアボードリース、これは民間企業のティ・エステック株式会社がまちづくり包括連携協定に基づいてスコアボードなどの改修設備を鴻巣市へ贈呈したというその記憶があるのですけれども、今回のこの債務負担行為との関係がよく分からぬのですけれども、それを確認したいと思います。

(スポーツ課長) お答えいたします。

鴻巣市とティ・エステック株式会社とのまちづくり包括連携に関する協定に基づき、野球場施設、防球ネット、電光掲示板等の設計及び改修工事を協定に基づき実施しました。野球場施設の改修及び附属設備設置につきましては、これに係る手数料等の一切の経費はティ・エステック株式会社が負担し、実施により生じた財産につきましては鴻巣市に帰属したもので、リース契約等は締結はしていない状況でございます。

以上です。

(潮田) そうすると、今回のボードの中のリース契約、今回のところというものはティ・エステック株式会社にはもう関わらないということ、この予算は全部市からの持ち出しということになるのか、そこら辺の、今回のこれに関してはティ・エステック株式会社は一切関係ないということになるのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

今回の故障に関して、私どものほうからティ・エステック株式会社のほうにもいま一度確認はさせていただきました。回答としますと、前回、先ほど申し上げたとおり、防球ネット、またスコアボードの下半分部分のほうをティ・エス（P 3 2 「ティ・エステック株式会社」と発言訂正）の負担で行っていただき、今回の上の部分、スコアボードの上半分の部分については、ちょっと今回はお手伝いはできないということで、今回につきましては市の支出ということになります。

以上です。

(潮田) そうなると、これリースでもあることから、市の一般財源のみ、いわゆるスポーツ振興とかという意味では、国ほうの補助金だとか、

そういうものの対象にはならないようなものということになるのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、スポーツ施設につきましては、スポーツ振興くじ助成金、いわゆる t o t o 、こちらを今まで様々な施設改修と備品購入では使ってまいりました。こちらも私どものほうでちょっと調査をしたところ、リース契約では対象外、また、では工事ではどうなのだとということでその辺も確認をしたところ、部分改修ではなく全面改修であれば対象にはなるのだが、部分改修では対象にはならないということで、t o t o のほうの対象にはならないということで返事はいただいております。

以上です。

(潮田) 私あんまり野球に詳しくなくて、あそこのスコアボードは一体あれ1つで幾らぐらいするということになってしまふのでしょうか、今回のも含めると。今回のこれってリースで、5年間で1億ですよね。そうすると、年間の負担というのは2,000万ということになるかと思うのですけれども、あのボード、そもそもティ・エステック株式会社がousseているという部分もありますけれども、ティ・エステック株式会社のときには、あれはお幾らかかっていたものなのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

まず、今回の債務負担行為は5年ではなくて10年で見させていただいております。実質10年ですので、年間ですと税込みで1,125万9,600円、年間ではこれだけになるのですけれども、全面でやるということで、他市のほう、近隣のほうを確認をさせていただきまして、上尾市の上尾市民球場で実際にスコアボードの全面改修を行っておりまして、上尾市に確認をしたところ、やはり補助金なしで約2億3,000万というような話を上尾市からはいただいておりますので、やはり部分改修で、なおかつまだ下半分につきましてはティ・エス(P32「ティ・エステック株式会社」と発言訂正)のほうで設置をしていただき、まだ十分使えるということなので、全面ではなく、今回は使えない部分、上半分の改修ということ

で債務負担を組ませていただいたところでございます。

以上です。

(潮田) それでは、続きまして小学校水泳指導業務委託のほうに移ります。

これは6月議会の全員協議会で少し話があった件かなとも思うのですけれども、まずはその業務委託の内容詳細を伺いたいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

内容の詳細ですが、他市の実績を基に、現在のところ次のように検討しております。まず、実施予定校は鴻巣北小学校、児童数426名を想定しています。契約期間は、モデル事業として1年間、契約締結日から令和9年3月31日までです。

以上でございます。

(潮田) そうすると、今回の債務負担行為でのこの金額は北小学校1校分ということになるのでしょうか。

(学校支援課長) はい、そのとおりでございます。

(潮田) これの場合の委託先とかというのもいろいろ検討されているのではないかと思うのですけれども、水泳指導の委託先はそのまま水泳指導を行う場所になるのか、児童の移動手段などの全体をちょっと伺いたいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

委託先ですが、市内にはプール施設を持った民間事業者が2社のみとなっております。近隣市に範囲を広げた場合にも、学校から施設までの距離を踏まえますと委託が可能な事業者は限られているのが実情です。市内の事業者として、鴻巣駅前のアスリエ鴻巣と加美にあるスウィン鴻巣になります。また、近隣市の事業者ということで行田市のベストスイミングスクール行田を想定しております。こちらはJR行田駅前なので、送迎範囲かと考えております。移動手段なのですけれども、その民間業者の送迎バスという形で考えております。

以上でございます。

(潮田) 近年の温暖化というか、酷暑化というか、物すごく暑い時期が

暑くて、通常のプールできないところがほとんど多いかと思うのですけれども、実際この北小の場合は今年の夏は何回くらいプールに入れたのでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

正確な数はちょっとはっきりとは申し上げられないのですけれども、8回から10回ということで聞いております。

以上です。

(潮田) この8回から10回というのは、学校全体で8回から10回だったのか、1人のお子さんが今年の夏8回プールに入れたという意味、一人一人が、それが8回入ったという、そういう意味での数字なのか伺います。

(学校支援課長) 申し訳ございません。1人当たり入れた回数ということでお答えいたしました。

以上でございます。

(潮田) これに関しましては、そうすると夏の時期だけではなくて、これだけ長い……すみません。この金額というふうになると、いわゆる夏の時期だけのプールの授業なのか、もう少し長く期間を考えている業務委託になっているのか伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

施設としては室内のプールとなりますので、特に夏に限ったものではなくなりますので、ほかの学校行事や、また授業の年間計画等を鑑みて適切な時期に配置をするというような形で弾力的に運用ができるかと考えております。

(潮田) すみません。1個だけまた今の件で確認です。先ほどスイミングスクールが持っているバスで行けるという意味ですか。市としてのバスを出すとかというのではなくて、そこのスイミングスクールが持っているバスで移動するということでよろしいのでしょうか。

(学校支援課長) はい、そのとおりでございます。他の自治体における実績等も踏まえ、民間委託事業者の送迎バスで考えております。事業者において、児童と引率教員を同時に送迎できる移動手段や運転手を確保

し、自動車等の安全管理及び点検をした上で運行するものと考えております。市のほうで運行しているスクールバスというわけではございません。

以上です。

(潮田) それでは、歳入のほうに入ります。

13ページ、障害者総合支援事業費補助金についてであります。この13ページの歳入で言っている障害者総合支援事業費補助金というのが、これは障がい者福祉の質的向上と制度改善を目的とした調査研究モデル事業に使われるものだと思うのですけれども、これ歳出ではどの事業に当たるのか伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 障害者総合支援事業費補助金でございますが、歳出につきましては、令和7年の6月議会において補正計上させていただいております障害者自立支援給付事業へ全額充当するものでございます。内容としましては2点ございました。1点目は、こちらのほう、法律ですと障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に就労選択支援というものが追加となりまして、そちらに伴うシステム改修でございました。ちなみに、こちらの就労選択支援というものにつきましては、障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就効能力や適性に合った選択を支援するというものが令和7年10月1日に施行になるということでして、システム改修を行ったものです。あわせて、またそのときに報酬請求のシステムのサービスコードの修正というものについて改修を行ったというものの事業に充てさせていただいております。

以上です。

(潮田) そうすると、歳出のほうでは6月議会のほうでやっていて、歳入が後から入ってきたということでおろしいのかどうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) はい、そのとおりでございます。  
以上です。

(潮田) この就労選択サービスのほうになるのか、これは実際には鴻巣

市では使う予定というか、手挙げをしてくれている事業者、または10月1日からこれが使えるということありますけれども、なかなか難しいということを私も聞いているのですけれども、これについては鴻巣市としてはどのような状況か伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 令和7年の9月10日現在ですか、でもまだまだ、今現在でも就労選択支援事業所の登録は確認できていない状況です。

以上です。

(潮田) でも、今後、これはせっかく国からも予算が出ていて、市としてもやっていきたいという方向、要は事業者さんとの協議が調べができるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) こちらのほうの就労選択支援事業を開始するのに、それぞれの事業者さんも研修等を受けなくてはならない状況がございます。こちらのほうの研修が枠がある程度決まっているようとして、すぐにできるというものではないようなお話を伺いしておりますので、順次こちらのほうは事業者さんも開始していくただけるのではないかなどと障がい福祉課としても考えております。

以上です。

(潮田) それでは、15ページの埼玉県産後ケア事業補助金のほうになります。これは、メニューの追加や柔軟な受入れ態勢整備などが新たにあるのかどうかをまずは伺います。

(子育て支援課長) お答えいたします。

令和7年度におけるメニューの追加はございません。6年度にショートステイを追加しております。柔軟な受入れ態勢整備でございますが、こちらは例えば24時間365日の受入れですとか、兄弟の受入れなどをしているだけの委託先については、現在のところはまだございません。

以上です。

(潮田) 今の答弁にもありましたショートステイ、令和6年度から始まったものでありますけれども、この利用状況、利用状況は資料請求では出ていなかつたですよね。出ていないですよね。すみません。まず、こ

のショートステイの利用状況、また利用者の声、またデイサービスとか訪問のほうはその前からありましたけれども、その利用状況等を伺いたいと思います。

(子育て支援課長) では、先に利用状況からお答えいたします。

令和6年度の産後ケア事業のショートステイは延べ21人、66日、デイサービス通所型は109人、アウトリーチ居宅訪問は25人でした。利用者の声ですが、産後ケアの利用者には利用後アンケートを実施しております。令和6年度は延べ59の方からアンケートを回収しております、その結果、感想としましては、とても満足した、44人、満足した、15人と全ての方に満足したとのお答えをいただいております。また、自由記載では、ゆっくり横になれたですか、母乳指導がよかったですという意見が多く聞かれております。また、一方、悪いほうのご意見としては、予約が取りにくいので改善をしていただきたいとか、市ホームページの記載が分かりにくいというご意見もありましたので、今後の事業改善に取り組んでまいります。

以上です。

(潮田) これについては、確かに予約が取りにくいとか、いろんな人によって見方がいろいろですので、今後、歳入でせっかくこれで予算また来たわけですから、どうしても産後ケアって一番最初のときには国の方針と県の方針が少し違っていてというのが少しあったかなと思うのですけれども、これでまた県からこうやって来ているということは、それはしっかりと今答弁のありました課題のところには使っていただけるということでおろしいのでしょうか。

(子育て支援課長) ホームページ等の見直しについては、今後きれいにできればと考えております。予約につきましては、医療機関の受入れ態勢の課題もございますので、その辺り含めて来年度に向けて検討していくべきだと考えております。

以上です。

(潮田) それでは、歳出のほうに参ります。

21ページ、障がい者補装具費支給事業の件であります。これについては、

報告第7号の関連と思いますが、この賠償が発生した経緯、先ほど経緯のほうには話がございました。ただ、これについては、ちょっと私が懸念しているのは、医師の意見書って物すごく重いものかなというふうに思っておりまして、今回医師の意見書にも不備があった。だけれども、それをちゃんと見抜けなかつたというのかな、それを精査するために一旦職員の瑕疵の部分というのがこれでいう3割という表現になつているのかなと思うのですけれども、これってそこに見に行く方の職員というのは市の職員なのでしょうか、会計年度任用職員なのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 現場に行きましたのは、市の職員が立ち会っております。

以上です。

(潮田) そうすると、今後こういったことが起きた場合、どうしてもやはり医師の意見書というのが物すごく信頼度があるわけですよね。だから、お医者さんが言うから、こうだよね、全ての障がい者のいろんなものの支給のときには必ず医師の意見書が必要になって、それがなければ一切生じない、いろんな支給とかというのが出てこないかなと思うのですけれども、それでも今後もこういったようなことがあったら、職員にとっては物すごい重荷かなというふうに思うのですけれども、今までこういったような、意見書に瑕疵があり、それでそれを見に行つた方のほうにも確認の瑕疵があったというような、今までこういった案件つてあったのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 今までこういった案件はなかったということでお伺いしております。

(潮田) そうすると、これ今回3割が鴻巣市でありますけれども、そうすると、単純に計算すればいいのかもしないけれども、実際に幾らのものになるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) こちらの補装具全体の費用につきましては、87万4,510円になります。その3割分という形で計算をさせていただいております。

以上です。

(潮田) そうすると、これは弁護士も通じて全部やってこの金額ということが確定したということありますから、今後こういったことがないようにするためには、もちろん市のほうも当然そのためのチェックだということでありますけれども、医療機関のほうに対しても、これはやはり市としての意向というのは伝えてあるのでしょうか。医師のほうにも瑕疵があったのだよねという部分というのを、そこら辺の話合いはできているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 私も実際協議の場には同行させていただきまして、出席させていただきまして、病院の事務長さんともお話をさせていただいた中で、今回の件は先生の意見書のほうの誤りもありましたが、やはり市のほうでもそこの誤りというのは間違いなかったというところなので、お互いの中でそこは協議ができたというようなところで7割、3割というお話をまとめさせていただいたところです。

以上です。

(潮田) そうすると、今回のことを受け、今後同じようなことが発生しないために、そのチェックに行く職員のチェック項目とかというのが、今まできっとあるのだと思うのですけれども、さらにそれは厳重にやっていくということでおろしいでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 委員のおっしゃいますとおり、使用状況の確認の際、申請者の配慮の上、必ず機種の確認をすることで市の誤認を防ぐということで職員一同共有したところでございます。

以上です。

(潮田) すみません。次、21ページ、放課後児童クラブです。これは臨時に松原小学校内に設置という、これは私の認識が間違いだったら申し訳ないのですけれども、たしかそのように聞いたと思うのですけれども、この松原小学校の空き教室の状況、まずそれをお聞きしたいと思います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

今回臨時にといいますか、放課後児童クラブで部屋を使わせていただくのに当たって、学校側と協議をさせていただいております。松原小においては、普通教室、特別教室のほか、会議室等で使用しておるため、空

き教室についてはないというふうに伺っております。

以上です。

(潮田) そうすると、今回松原小学校内に設置するというのは、どこに設置をするということになるのでしょうか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

現在こちら会議室で使っている部屋として、管理棟2階の第2会議室でPTAの会議等で使っている部屋だというふうに聞いております。

以上です。

(潮田) PTAの会議で使っているということは、でもここ自体は空調はあるということでよろしいですか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

現状、こちらには空調は設置されておりません。

以上です。

(潮田) 空調が設置されていないところで放課後児童クラブ、子どもたちは大丈夫なのでしょうか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

今回補正予算で計上させていただいております備品なのですけれども、こちらの空調の設置、エアコンを備品として設置するものになります。

以上です。

(潮田) 分かりました。

次、29ページ……でも、29ページは、これバスケットゴールの話だったから、いいかな。では、これは、すみません、先ほどの最初の説明で結構です。

次の4番で出しました29ページ、同じく小学校教育ICT環境整備事業であります。これ中学校教育ICT、小学校も中学校もですけれども、ICT環境整備事業の中で教師用のパソコンとのことでありますけれども、教師ってほかから来る場合もありますよね。そういう場合のパソコンというのと、またさらにそこから出ていくというか、ほかのところに行く教師たちがいるわけですけれども、入ってきた場合は新品支給になるのか、また離任のときはどのようにしているのか、まず伺います。

(教育総務課長) 教師の人事異動の際なのですけれども、退職される方とか、あとは市外へ転出される方につきましては、端末は学校に残したまま異動することになります。異動に伴う指導者用端末については回収のほうをいたしまして、各学校のほうにまた新たに市外から配属される先生もいらっしゃいますので、そういう先生には市外へ転出された先生等の残した端末等で調整して配備しているような状況です。

以上です。

(潮田) まず、児童生徒、教師もそうですけれども、学習者用端末は何年間使用するのか。先ほどちらっと、次の更新もう一年延ばすというのがありましたけれども、実際に令和何年の時点で更新という予定をされているのでしょうか。

(教育総務課長) こちらなのですけれども、5年間ということで現在リース契約を結んでおりまして、こちらが令和3年4月から令和7年度末までの5年間のリース契約のほうを結んでおります。今の段階でいきますと、令和8年度は1年間延長しまして、その後新しく更新のほうをできればと今考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。これについては、すみません、もう一点、この教師用の今更新の話ありましたけれども、更新の中で担任を持っていないというか、学校ではないところの適応指導教室だとか校内教育支援センターのほうの先生たちには、この学習者用端末の配置はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

校内教育支援センターの指導員に関しては、指導者用端末ではなくて学習者用端末をお渡しして、授業等で、またはリモート等を行うときの端末として……授業というか、あとは事務的なものを行ったりとかというときに使うようにしております。

以上でございます。

(潮田) 答弁漏れで、校内ではなくて適応指導教室のほうも。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。

適応指導教室のほうも生徒用のほうのパソコンを3台配置しております。

以上です。

(潮田) そうすると、教師だけれども、教師用ではなく学習者用のほうので十分にそれが勉強として成り立つというふうに思ってよろしいのでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) 適応指導教室のほうでは、生徒、児童が持ってくるものと同じものが見れるようなところで対応して使っております。

以上です。

(潮田) もう時間がないので、ではこれ以上はまた後にします。

最後です。29ページ、あたご公民館空調設備等改修工事で、この空調以外のところ、設備等となっておりますので、空調以外はどのような改修工事を行うのか伺います。

(中央公民館長(課長級)) お答えいたします。

今回の工事は、空調以外ということですが、空調設備を電気式に変更しますので、キュービクル、そちらを増設するといった工事が入っております。

以上です。

(委員長) ~~以上で質疑を終結いたします~~。全員質問しましたよね。

(何事か声あり)

(委員長) そうですね。質疑を終結します、すみません、言い間違えました。

それを取り消しまして、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時58分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、スポーツ課長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

(スポーツ課長) 申し訳ございません。先ほどの潮田委員の債務負担行為補正の答弁の中で、「ティ・エステック株式会社」と申し上げるところを「ティ・エス」と申し上げてしまいました。おわびして訂正いたします。

(委員長) ただいまのスポーツ課長の訂正の申出は許可いたします。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、福祉課長より発言を求められておりますので、福祉課長、よろしくお願ひいたします。

(福祉課長) 午前中にご質問いただきました、諏訪委員さんと西尾委員からの返還金に関するご質問についてお答えさせていただきます。

生活扶助費等の内訳のご質問でしたが、返還金が発生しますと、その方に対して支給していた区分が違っているため、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費のそれぞれの額については個人ごとに管理をしておりますので、集計として把握はしておりません。申し訳ございませんが、今回は受給者からの返還金全体として返還金理由と件数、金額でお答えさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、内訳になります。まず、遡及年金による返還金になりますが、こちらは30件で約3,324万9,000円、その他として、主なものになりますが、保険の解約等の返戻金で3件、約65万9,000円、資産売却2件、約2,310万8,000円、入院給付金4件、約1,501万8,000円、高額療養費返還金2件で約8万3,000円、その他といたしまして86件で約3,144万2,000円となっております。(令和7年9月26日開催文教福祉常任委員会会議録P. 1「生活保護受給者から支援の扶助費の返還理由と件数の内訳のうち、資産売却2件で約2,310万8千円と答弁しましたが、正しくは資産売却2件で約231万8千円です。また入院給付金4件で約1,501万8千円と答弁しましたが、正しくは入院給付金4件で約151万8千円です。またその他として86件約3,144万2千円と答弁しましたが、正しくは、その他として88件で約3,101万8千円です。」に発言訂正)

以上です。

(後藤) すみません。通告していなかったのですけれども、前任者の質

問に関連して幾つか質問させていただきます。

まず、6ページ、3表の債務負担行為補正についての保健予防事業データ入力業務委託について少し気になることがあったので、質問させていただきます。年間、予防接種台帳管理の6万3,000件とがん検診2万6,000件なので、8万9,000件という結構膨大なデータをいわゆるBPOサービスを使っているということでの債務負担行為なのかなと理解したのですけれども、恐らく使われているデータ起こしに、記入されている紙というのはフォーマットは数種類なのかなというところで、最近AI—OCRというのですか、AIを使って自動的にPDF化したものを見取ってもらって、勝手にAIでデータ化してくれるみたいなサービスがここ数年ですごく、いろんなベンダーさんのいろんな製品が出ているなという個人的な認識があって、そこら辺の競争もあって価格も結構下がってきているかなというふうに思っています。こういった効率性とかコスト面を考えて、このAI—OCRの導入みたいなところを今まで検討されたことがあるのかという部分をまず伺います。

(健康づくり課長) ご質問いただきましたAI—OCRの活用につきましては、やはり件数も膨大でありますことから、今まで検討したことございまして、ただそういった中で読み込みのデータの精度ですか、予診票が複写式であるというあたりで課題がございまして、いまだ活用には至っていない状況でございます。また、月当たり1,600件くらいから、多い月は1万件超の予診票をまず機械に取り込んでデータ化をしなければならないこと、それからまた取り込めない予診票のフォローをして、取り込めるように整えなければいけないというところを職員が時間をかけて、手間をかけてというふうに、多く要するというふうな課題というのが出ておりまして、AI—OCRの活用についてはいろんな場面で話題としては上がるのですけれども、現在の状況ではこの検診、予防接種のAI—OCRの利用は実現をしていないといいますか、現時点ではちょっと現実的にならないというふうな考え方でおります。

以上でございます。

(後藤) ありがとうございます。

また、別件で、同じく6ページの小学校水泳指導業務委託なのですけれども、先ほど答弁の中で、今年ですか、生徒1人当たり8回から10回ほど水泳の授業がやれたとお話しされていて、ちょっと小さい部分なのですけれども、では今後委託した場合には、通年で対応も可能とおっしゃっていたのですけれども、委託した場合は年間で児童1人当たりどのぐらい水泳の授業が確保できるのかというところをちょっと確認したいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

現在、通常の水泳授業、今年度のように8回から10回児童が1人当たり入るという形になっておりますが、これが民間委託した際には……すみません。今現在、これまで行っている水泳授業は1時間単位が45分間の一つの授業になっていまして、それが8回から10回という形になっておりますが、民間委託で民間のスイミングスクールのほうに行った場合には1時間で行って帰ってくるということは非常に難しいので、2こま続々で行くような形になります。そうすると、2こまなので、行って帰つての移動時間を含めずに1回の指導時間は60分程度で行っています。それを2こま、2回というような形でカウントしていきます。通常の2回分の授業ということになります。それを5日間行うことで通常の今までの8回から10回というような形と同等の水泳時間を生み出せると考えております。

以上です。

(後藤) ありがとうございます。

あと、29ページ、今度歳出になるのかな。小学校教育ICT環境整備事業と中学校教育ICT環境整備事業、前任者からもたくさん質問があつて、今後コストとかそういったところを含めて検討していくところは十分理解できたのですけれども、先生方が業務でパソコンを使われる、いろいろな使われ方をされると思うのです。プリントを作ったりとか、会議、ウェブ会議とかやられるのか分からぬのですけれども、パソコン自体はどんなスペックのものを買うかとか、どこの業者さんと取引するかですごく値段とか、買うにしても、リースにしてもコストって

大きく変わると個人的には思っていて、そのスペックの部分、メモリーが幾つでとか、HDDとか容量が幾つだとかというところの推奨されたスペックみたいなところって何か国とか県からお達しとか、市で基準を持たれているのかというところを確認したいです。

(教育総務課長) 教師用の、指導者用のパソコンのスペックなのですけれども、大変申し訳ありません、そういうものは示されているかということなのですけれども、そちらのほうは示されているかどうかというのはまだ確認したことはございません。学習者用とかは示されているのですけれども、示されているのは確認は取れではありません。

以上です。

(教育部長) 先ほどの教育総務課長の答弁の追加ですけれども、指導者用のパソコンにつきましては、入れるシステムですとかソフトウエアがあります。そういうところが正常に動くように、授業ですとか業務で支障なく使えるスペックのものを教職員のために確保するという形で行っておりますので、今のシステムでは今のスペックで十分にパソコンは稼働しているという状況です。今後またシステムとか入替えがあった際には、そのときにふさわしいスペックのものを準備したいというふうに考えております。

以上です。

(後藤) あと、すみません、最後が31ページの生涯学習課、図書館管理運営事業で、答弁の中で空調改修に伴う工事期間中の代替利用として旧教育支援センター活用を検討しているということで、ちょっと伺いたいのですけれども、今多分指定管理者としてやられている中で、場所を変えるということに関して、これ契約ではなくて協定書の範囲内で十分こういった対応が、今協議中だと思うので、お答えできる範囲で大丈夫なのですけれども、今の協定の範囲内で対応可能なのか、それとも何か追加で要件とか、あとはコストとかが発生する見込みなのかという部分を伺います。

(生涯学習課長) お答えします。

今現在、委員言われるように協議中でございますので、詳細については

まだ詰めなければいけない部分がございます。ただ、今例えば移転、引っ越し等に伴うコストですとか、実際に資料の貸出しですとか受け取り、ほかの図書館ですとかから借りたものを川里図書館に返すというような、そういう取次ぎなんかもそのまま引き続きでやりたいというようなお話をいただいていますけれども、それらに伴ういろんなもろもろの引っ越しですとかシステム等の移転等についても全て指定管理者の指定管理内でやるということですので、市のほうで特にコストがかかるというようなことは今現在ないというふうに認識しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 分)



(開議 午後 2 時 14 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 5 分)



(開議 午後 3 時 05 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、生涯学習課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

(生涯学習課長) 先ほどの353ページ、図書館管理運営事業の説明の中で、私のほうで先ほど川里図書館空調等設計業務委託料を主な支出の内容として入れておりましたが、こちらの文言については削除ということでお願いいたしたいと思います。訂正しておわび申し上げます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(芝崎) では、143ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業において、給付費のところの部分で、内訳といいますか、まず男女比、総合の数も含めて男女比はどうなっているのかお聞きします。

(委員長) 答弁を求めます。

(子育て支援課長) お答えします。

母子家庭、父子家庭の数ということでよろしいでしょうか。まず、対象者の内訳です。ひとり親家庭等医療費支給制度の対象者は、令和6年度終了の時点で全体で653世帯、対象児童は962名となります。内訳として、

母子家庭は622世帯、児童918人、父子家庭は25世帯、児童35人、養育者家庭は6世帯、児童9人となります。

以上です。

(芝崎) すみません。最後の6世帯というのは何の6世帯。すみません。もう一度お願ひします。

(子育て支援課長) こちら養育者世帯、養育者家庭です。祖父母ですか。祖父母などの養育者家庭。

(芝崎) その中で外国の方はおられるのか確認しておきます。

(子育て支援課長) 申し訳ありません。今外国の方の数字持ち合わせておりません。申し訳ありません。いらっしゃると思います。いらっしゃいます。

(芝崎) では、145ページをお願いいたします。避難行動要支援者事業について、令和6年度分の登録状況、末で結構なので、どのくらいの登録状況、全体の何%になったのかお聞きします。

(福祉課長) まず、令和7年の9月1日時点の登録状況でもよろしいでしょうか。すみません。こちらのほう、避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新することとなっておりまして、その人数が令和7年9月1日時点において1万4,743人おります。この中で、避難行動要支援者名簿に登録し、災害の発生していない平時に民生委員や自治会長等の避難支援等関係者に名簿を提供することに同意している人が1,679人となっております。全体的に約11.3%となっております。

以上です。

(芝崎) 一昨年よりもしかして増えているのでしょうか。増えている、ちょっと記憶にあるのですけれども、この数字だと、増減はどうなっていますでしょうか。

(福祉課長) 増減のほうが若干、パーセンテージでいえば増えているのですけれども、人数でいうと減少しております。

以上です。

(芝崎) 同じページの災害見舞金支給事業において、扶助費なのですけれども、当初予算が25万だったのですけれども、かなり増えているので

すけれども、この要因をお聞きします。

(福祉課長) こちら扶助費増額の詳細についてになりますが、市民が災害によって被害を受けたときに、被災者またはその遺族に対し、市民の生活の安定と福祉の増進のために災害見舞金または弔慰金を支給しております。令和5年度につきましては、支給対象となる災害が発生していませんでしたが、令和6年度は支給対象となる災害が5件発生いたしました。支給額の内容につきましては、家屋の全部が焼失または損害が5件で50万円、それと死亡者が1名おりまして10万円となっております。以上です。

(芝寄) では、153ページに移ります。確認なのですけれども、ここは、視覚障害者ガイドヘルパー派遣委託料について194万8,000円ということで、当初予算も同額なのですけれども、この委託の内容、どのような形態で、同額というのは、当初にもうこれは契約というか、委託をこの金額でやるというふうに、そういう認識でよろしいのでしょうか。それとも、ガイドヘルパー派遣なので、どのような。1年間でこの金額という、委託というふうに認識でよろしいのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時15分)



(開議 午後3時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) こちら鴻巣市の社会福祉協議会との委託業務契約をしております。契約金につきましては、概算でというところですけれども、実際外出が少なければ戻していただく戻入という形を取っておりますので、予定の件数がいっていればその契約どおりという流れになるかと思います。

以上です。

(芝寄) では、その予定件数、どのような内容になっているのか。何件というのか、何人というのかな、そういうのでこの金額というふうに今の説明では受けたのですけれども、その約束の件数というのはどのくら

いなのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時17分)

---

(開議 午後3時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 申し訳ございません。今手元に当初予算の契約時の金額、その件数等のものを手持ちで持っておりますんで、申し訳ございません。ただ、100%の執行率ということなので、予定どおりの人数(P54「時間」発言訂正)であったのだと考えられるところです。

以上です。

(芝寄) では、今の答弁だと先方の報告どおりということで、何かしら常にチェックしているわけではないという認識でよろしいのですか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 6年度の利用実績としますと、登録者数が28人、実利用者数が15人、利用件数が353件、利用時間が1,167件(P54「1,167時間」と発言訂正)という状況でした。というところでしたので、昨年と利用者数的には、件数は増えておりますが、利用者数が変わらないというところで、社協さんのほうで考えていたものと合致していたというところなのかなと考えられるところです。

以上です。

(芝寄) では、すみません、戻っていいですか。151ページ、在宅重度心身障害者紙おむつ支給事業の中で、これ委託業者とその紙おむつを管理しているところというのは1つの業者という認識でよろしいのですか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 2者が請け負っております。今2者とお話しさせていただいたのですけれども、彩香らんどさんと高橋医科さんがおむつの関係で事業委託している状況です。

以上です。

(芝寄) では、155ページで。在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業において、令和5年度の決算が401万円だったのですけれども、6年度は

362万ということで、昨年度は利用者が少なくなったのか、利用回数が少なかったのかという、どちらかなとちょっとお聞きします。減の理由ですね。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 利用者の減というところがございます。ショートステイ超重症者というところと、昨年度はショートステイの重症者というところで利用されている方がいらっしゃったのですけれども、令和6年度に関しましてはショートステイの超重症者と言われるところの方のみの活用だったので、利用者数が減ったという状況(P54「令和5年度利用されていた方が令和6年度は利用されなかった」発言訂正)」とがあります。

以上です。

(芝寄) そうしますと、もともとの対象の子どもたちの数は変わってはないということで、そういう認識でよろしいのですか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 利用される対象の方は替わっていないかと思われるのですが、6年度においての利用したもののがなかったというような状況だったかと思われます。

以上です。

(芝寄) 同じページの下のところで、鴻巣市障害者施設推進協議会事業の報酬のところで、当初予算では9人、10万円ということなのですが、半分以下ということで、多分人数で計算すると4人ぐらい対象なのかなと思うのですけれども、この原因と、審議会なので、この人数でよろしいのかどうか確認しておきます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) こちらのほう予定していた回数を開催せずに1回のみの開催であったということで、実際の報酬の支払いが少なかったという状況になっております。

以上です。

(芝寄) 163ページ、ねんりんピック開催事業についてです。

昨年発足して、年度内で約30万8,000円ということで、準備段階のことだと思うのですけれども、その数か月の事業内容、活動内容をお聞きしておきます。

(ねんりんピック推進プロジェクト課長) お答えいたします。

昨年度の事業内容のご質問ですが、プロジェクト立ち上げ後につきましては、委員おっしゃるとおり、本市の実行委員会の設立に向けました準備、それから先催県の視察、あと啓発品といったしましてのぼり旗の作成を行っておりまして、これらが令和6年度の主な事業内容となります。以上です。

(芝寄) 169ページをお願いいたします。こども交流の家管理運営事業のところで、まずは1年間の利用状況をお聞きしておきます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 共和こども交流の家の1年間の利用状況につきましては、開設日数のほうが304日、利用者の人数のほうが、幼児、小学生、中学生が884人、大人のほうが218人、合わせて1,102人の利用がありました。

以上です。

(芝寄) 1,102人というのは、過去の、おととし、先おととしの人数はいいのですけれども、これは平均してこのぐらいなのでしょうか、それとも増え続けているのでしょうか、減少しているのでしょうか、お聞きします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 令和3年、4年はコロナ禍の影響で人数が少なかったのですが、令和5年度につきましては1,270人。それと比べますと令和6年度は若干人数のほうが減っておりますが、同じくらいの人数で推移しております。

以上です。

(芝寄) 共和地区ということなのですけれども、平均的な利用者の地域ですか、住んでいるところ、そういうのというのは把握しているというか、どの辺の人が来ているとか、そういうのは把握しているのでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 今手持ちの資料がなくて利用者の地域のほうまでは把握しておりませんが、やはり近くの小学校のお子さんが多いと思っております。

以上です。

(芝 崎) 199ページをお願いいたします。こどもふれあい体験活動事業の中で講師謝礼というのがありますけれども、回数とかも違うと思うのですけれども、1回どのくらいお支払いして、全部はいいのですけれども、例えば年何回ぐらい行っているのかというちょっと詳細をお聞きしたいです。

(こども応援課鴻巣児童センター所長) こどもふれあい体験活動事業の講師謝礼の内訳ですが、各施設で児童健全育成や子育て支援のための各種講座を実施し、その謝礼として支出したものです。内容としては、親子体操教室やクッキング教室、夏休み宿題応援企画など様々で、こどもふれあい体験活動事業としては、児童センター全9館合計で令和6年度においては616回開催されています。講師謝礼の1回の金額なのですけれども、公共機関の行う事業であることから、ボランティア的な要素も含め、5,000円を講師謝礼としていることが多く、ただし看護師などの資格のある方が講師の場合は、講義内容によって適切な調整をしております。以上です。

(芝 崎) 確認なのですから、では講師によって値段が違う、でも随分安いというふうに思うのですけれども、講師によって値段が違うという、そういう認識でよろしいのですか。

(こども応援課鴻巣児童センター所長) 基本的には先ほど申し上げた5,000円という場合が多いのですが、それ以上の金額の、やはり資格を持っている方ですとどうしても、それなりの資格のある方ですと金額のほうも上がってしまうということになっております。お願いするときもそういう形でお願いはしております。

以上です。

(芝 崎) 203ページ、一番上の行旅死亡人葬祭事業について。一昨年、令和5年の決算が17万7,000円で、相当増えているのですけれども、まずはその要因が分かれば教えていただきたいと思います。

(福祉課長) こちら内容、内訳等についてになりますが、まず警察署または病院のほうから市に連絡が入り、調査を行った上で、引取り手がない遺体としてこの行旅死亡人葬祭事業にて遺体を市が引き取り、葬祭を

行った件数となっております。令和6年度は8件になります。そのうち当該事業の予算で対応を行ったものが5件、遺体に付随した遺留金等で対応したもののが3件ありました。内訳としましては、身元不明者であったものが1件、身元判明者であって引取り手のない遺体として7件がありました。

以上です。

(芝崎) 昨年、令和6年度で行った人の、亡くなつたその受けた数の中で外国人の方はおられるのでしょうか。

(福祉課長) 外国人の方はいらっしゃらなかつたです。

以上です。

(芝崎) 今後、外国人が増えているということで、当然想定されるのですけれども、そういう方が出てきたらというか、なつた場合にはどう対応、普通どおりに対応するのかを確認しておきます。

(福祉課長) 外国人、日本人に限らず、同じ取扱いで処理はさせていただきます。

以上です。

(芝崎) その下の生活保護扶助事業について、扶助対象者の内訳を、年齢別でよろしいでしょうか、お願いします。

(福祉課長) 令和6年度の年代別の人數になりますが、まず19歳までが50人、20代が38人、30代が46人、40代が92人、50代が131人、60代が145人、70代が217人、80歳以上が174人で、合計で893名となります。

以上です。

(芝崎) ここも聞きたいのですけれども、外国の方はどのくらいの割合でおられますでしょうか。

(福祉課長) この人數の中で今外国人が何人というのは持ち合わせておりません。すみません。

(芝崎) 207ページの一番下のほうの外国人未払い医療費対策事業負担金、ちょっとこの事業の具体的なことをお聞きしたいです。

(健康づくり課長) お答えいたします。

本事業は、公的医療保険制度が適用されない外国人で、救急をご利用さ

れた患者さんになりますが、外国人救急患者さんの医療費に未払いが生じている医療機関に対して、その未払い医療費の一部を補助するというものでございます。今回、市内に在住していた外国人の方が令和4年に救急搬送されまして、実際その病院さんで未収金が14万2,630円ございました。こちらにつきまして、市の補助要綱に基づきまして、診療報酬に相当する額及び入院時の食事療養費に係る食事療養の費用に相当する額の合計額から10万円を控除しまして、3分の2を乗じてから1万円未満の端数を切り捨てるという、ちょっと補助の要綱に沿って計算いたしましたと、この額から最終的に市の補助額2万円ということで、今回補助を医療機関のほうにさせていただいたという状況でございます。

以上です。

(芝寄) この手の未払いというのは、病院側も今後、日本は、鴻巣市に限らず多分増えていくのではないかと私は感じているのですが、市としてはどのように考えていますか。

(健康づくり課長) まず、この事業につきまして、埼玉県と市町村で協力して医療機関さんの負担を減らす、こういった未払いという負担を減らして、その結果、救急診療体制の円滑な運営を図りたいというふうな、そもそもとそういった趣旨でこの補助を開始しておりますが、実際この制度を利用して、鴻巣市につきましては、一番古いといいますか、直近では平成25年に市の補助金を支出したという記録がございます。それからちょっとと鴻巣市につきましてはたまたま期間が空いて、今回予算のほうを執行したというふうな状況でございますが、市といたしましても引き続きこういった形で埼玉県と協力して、こういった未払いの情報が入りましたら連携して医療機関様に負担軽減のために実施していきたいと考えております。

以上です。

(芝寄) 次は、317ページをお願いします。みどりの校庭推進事業についてです。確認のため、今現在芝生行っている小中の数、確認のためちょっとお教えください。

(教育総務課長) 芝生化した学校の数なのですけれども、こちらは閉校

した小学校も含みまして13の小学校で実施しております。中学校におきましては、実施のほうはしておりません。

以上です。

(芝寄) 13の小学校の中で、すみません、ちょっと認識不足なのですがれども、常光と笠原小も入っているのでしたっけ。

(教育総務課長) 実施した学校に笠原小学校は含まれております。常光小学校につきましては含まれていないような状況です。

以上です。

(芝寄) そうしますと、笠原小に関しては、今どの団体が整備しているのかも含めて、今後あそこは利活用で活用されていくに当たってその団体が継続してやっていくのか、お聞きします。

(教育総務課長) 芝生の管理につきましては、こちら今管理している団体があるのですけれども、そちらのほうが現時点ではやっていくものと考えております。あと……ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時45分)



(開議 午後3時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) 大変失礼しました。今、こちらの笠原小学校につきましては、管理につきましては資産管理課のほうで管理ということになつてまいります。こちら管理している団体につきましては、閉校前の団体のほうが管理のほうを行っていることは確認はしておりますのですが、今後につきましては資産管理課のほうで進めていくようになってまいります。

以上です。

(芝寄) では、337ページの一番上の市民文化祭開催事業において、当初予算が251万6,000円で、決算が88万ということなのですけれども、この理由は何でしたっけ。何かあったのでしたっけ。ちょっと確認のためお聞きします。

(生涯学習課長) こちら市民文化祭なのですけれども、昨年、ちょうど文化祭の時期に衆議院選挙が当たりまして、会場経費等があったのですけれども、そちらの支出等がなかったというのが一番大きなところではあります。

以上です。

(芝崎) 続きまして、343ページの公民館に関してなのですけれども、ずっと各公民館のが出ているのですが、その中に施設修繕料とありますが、公民館も包括施設、包括の対象になっているかと思うのですけれども、なぜ施設修繕でこちらの決算の支払いをしているのか、ちょっと内容確認お願ひいたします。

(中央公民館長(課長級)) お答えいたします。

各公民館でこの修繕料というのは本当に軽微なものがありまして、例えば事務機器のラミネーターの修繕ですとか、あとは事務所の電話機器の修理ですとか、あとは体育館の体育室にありますバレーボールのアンテナ修繕、あとはピアノの修理、そういういたものがここの予算に入っていますが、そういういたものを130万以下の修繕ということで、例えばトイレの水漏れ、扉の施錠不良ですか天井からの漏水、それからカーテンレールの修繕、そういういたものを包括のほうで修繕をしていただいているというものが現状になっております。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 先ほど芝崎委員の質問に対する質疑の答弁での訂正をお願いします。

障害者ガイドヘルパー派遣事業の利用実績の中で「1,167件」と答弁しましたが、こちらは「1,167時間」が正しい答弁になりますので、おわびして訂正をお願いします。

また、先ほどそのガイドヘルパーの内容のところで、予算に関するところでお話をさせていただいたのですけれども、こちらの予算につきましては、利用時間数の見込みによって変わるということとして、6年度につきましては、予算で見込んだ時間数、ちょうどいいというところで特に返還とかがなかったというようなところでしたので、ぴったりな

100%の執行率になりましたという状況でございました。

また、あわせて在宅重度心身障害児等レスパイトケア事業のところの対象者の話で、変わりないという話をさせていただいたところですけれども、対象者はやはり変わりはございませんでした。ただ、令和5年度利用されていた方が令和6年度は利用されなかつたというところで若干の差異が出て、差額というか、差が出ているというような状況になっている状況です。

以上です。

(委員長) ただいまの文言の訂正につきましてはご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(子育て支援課長) 失礼します。先ほどご質問の中でひとり親家庭医療の対象の外国人世帯のご質問があったのですけれども、今お調べしたところ、約10世帯外国人の方がいらっしゃるということです。

以上です。

(委員長) ただいまの子育て支援課長の補足説明についてはご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(福祉課長) 先ほど芝寄委員の生活保護扶助事業の中で年代別の外国人の人数についての質疑がありましたが、そのときに資料がないということでこちら申しましたけれども、世帯であれば今分かりますので、そちらのほうで答弁させていただくことでもよろしいでしょうか。人数のほうは893人で、その世帯のほうが734世帯になります。そのうち外国人世帯が11世帯となっております。

以上です。

(委員長) ただいまの補足説明についてもご了解願います。

(芝寄) 60世帯というところのを今いただいたのですけれども……生活保護。61。

(委員長) 11。11世帯。

(芝寄) 11。すみません。生活保護をいただいているのが11世帯。この数というのはどのような推移しているのですか。やっぱり増えているの

でしょうか。そこだけちょっと確認させていただきたい。

(福祉課長) 令和5年度と比較しますと、世帯数は変わっておりません。  
以上です。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時55分)



(開議 午後4時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諒訪) では、通告をしてあるところから質問させていただきます。  
まず、ページでいいますと163ページでございます。こちらの介護保険ですが、介護職員就職支援等事業でございます。実績が40万円ということなのですが、こちらの申請をされた人数、そして決定をした人数をまず伺いたいと思います。

(介護保険課長) 申請の件数が4人になっております。申請と決定が4人になっておりまして、その内訳としまして、介護職員として新たに就職した人が3人、就職時に資格を有していましたが、就職後5年以内に資格を有した人が1人ということで、合計4人の40万円となっております。

以上です。

(諒訪) なかなか申請する方が人数が増えていないなという感覚を受けるのですけれども、そのハードルが高いのかなという感じをするのですけれども、申請をしない、増えない理由をどのようにお考えになっているのか伺います。

(介護保険課長) 申請者が増えない理由と要因は定かではないのですけれども、事業所開催の運営推進会議等でも、職員の離職により募集をしておりまして、応募状況も芳しくないという声もございます。介護職として新たに就職する方が減ってしまっているのではないかとちょっと推察しております。

以上です。

(諒訪) では、次に167ページでございます。介護保険課です。高齢者福

祉センター管理運営事業でございます。こちらのほうが、施設の修繕料が予備費から充用というふうになっておりますが、この予備費から充用をした理由というのはどのようにになっているのか伺います。

(介護保険課長) 予備費からの充用の理由につきましては、令和7年3月24日の夜間に、落雷の影響を受け、高圧ケーブルの機能不全により停電となり、照明や水道等のほか、警備機能も停止したため、急を要する案件として財政課の合い議を経て充用したものです。

以上です。

(諒訪) そうしますと、落雷の影響ということで、軽微な障害だったということでもあるということでおろしいのでしょうか。

(介護保険課長) これは、軽微というよりは、やはり高圧ケーブルの交換とかしております、ちょっと軽微ではないのかなと考えております。以上です。

(諒訪) 緊急を要するということだったと思いますけれども、そうしますとここに新たな修繕の予算などというのは立てられているのでしょうか。といいますのは、利用されている方から、特にひまわり荘の脱衣所の部分の床がぐわんぐわんしているよというようなことを言われています、要望を出しているらしいのです。ですので、そういう修繕箇所として介護保険課さんはどんなふうに捉えられているのか。新たな修繕費の予算組みなどのお考えを伺いたいと思います。

(介護保険課長) 修繕、やはり施設のほうも老朽化しておりますので、どうしても修繕が多くなりまして、今130万以下の修繕ですと包括施設管理業務としてJMさんと今契約といいますか、対応をお願いしております、130万以内のそれこそちょっと軽微の修繕のほうは複数させていただいております。ひまわり荘の床の件は、まだちょっと今、実際現場も行っているのですけれども、まだ未着手となっております。

以上です。

(諒訪) 施設包括管理でJMさんが見回っているということを伺っております。ここは対象にはなっていないということなのでしょうか。

(介護保険課長) 3館、その修繕の必要があるときJMさんの修繕対象

にはなっておるのですけれども、やはり不具合の状況を見ながら対応しているという現状でございます。

以上です。

(諒訪) そうしますと、包括管理のほうでも修繕対象になっているということでおよろしいですね。確認です。

(介護保険課長) ひまわり荘の床のところということですか。こちらのほうはまだちょっと対象には、こちらのほうでは考えておりません。

以上です。

(諒訪) では、183ページの保育ステーション事業でございます。こちらももう保育ステーション開設して大分年数がたっておりまして、それぞれのよい点、あとは課題なども抽出されているかと思われますけれども、こちらの、資料でも頂いているでしょうか、登録人数と、それから利用の人数を伺います。

(保育課長) 登録者数についてなのですが、令和6年度は29人となっております。そして、利用者数については、令和6年度、延べで6,611の方に利用していただいております。

以上です。

(諒訪) 登録人数が29人というのは、増えたということでよろしいのでしょうか。

(保育課長) 登録者数については横ばいとなっておりまして、ただ延べの利用者数は増えている状況となっております。

以上です。

(諒訪) 当初はバスが2台で、東西で分かれて運行していましたけれども、現在もそのスタイルは変わっていないということでしょうか。

それと、何か1時間の保育ステーションの保育の中で例えばヒヤリ・ハット、これはちょっとまずかったねというような、そういうものは上がってきてていますでしょうか。

(保育課長) バスの2台で今運営しているところ、状況は変わっておりません。

ヒヤリ・ハットにつきましては、今のところ保育施設のほうから上がっ

てきていな状況です。

以上です。

(諒訪) 保育ステーションの利用に当たっては、公立、私立関係なく、そこに園児が入所が決まって、利用が決まって初めて運用するということなのですけれども、もともと保育ステーションを希望しながら、あえて空いているところに入所をするというようなケースもありますか。どういった事情で保育ステーションを利用しながら離れた、例えばご自宅から離れた園への通園を希望するというようなことがあるかどうか伺いたいと思います。

(保育課長) 保育所の利用につきましては、申請のときに幾つか希望を出していただくような形になっておりまして、その中でも実際の勤務とかに支障のあるような距離のところを書いたりする場合は、保育ステーションを使ってという希望を出している方もいらっしゃいます。

以上です。

(諒訪) では、同じページの保育人材確保事業でございます。こちらのほうは、実際にこの事業を行って新たに保育士さんの人材が確保できたというのはどのぐらいケースとしてあるのか伺います。6年度。

(保育課長) 令和6年度につきましては、6施設で7人の申請がありまして、この7人につきましては令和7年4月からその施設で採用となつております。

以上です。

(諒訪) 6施設で7人ということでございますけれども、これを十分だというふうにお感じかどうかを伺いたいと思います。

(保育課長) 新卒保育士の就職準備金等につきましては、民間保育施設長の会議の中で制度の周知はしております、利用する希望のある場合には使っていただいていると認識しております。

以上です。

(諒訪) では、通告はしていないのですけれども、資料の請求をさせていただいています未就園児預かり保育試行事業でございます。こちらのほうが、実際に令和6年度、資料を頂きましたけれども、利用登録をさ

れた園児の人数等を説明していただきたいと思います。

(保育課長) 未就園児預かり保育試行事業なのですが、令和6年度は利用登録者数が令和6年度末現在で160人、延べの利用者数が515人、延べの利用時間数が2,225時間となっております。利用登録者数が160人なのですが、令和6年度中に利用登録した方の延べの児童数は190人で、令和6年度中に保育施設の入所や年齢到達によって利用解除となった児童数が30人となっております。

以上です。

(諒訪) 実際にこの利用実績表をただいま確認させていただいておりますけれども、利用時間なのですが、1時間から1時間刻みで最大8時間までだったと思いますが、大体どの時間帯に何時間ぐらい利用されることが多いのかというのもしお分かりでしたら教えてください。

(保育課長) 利用時間帯については、特に集計等は取っていないところではあるのですけれども、事業者の声では5時間程度、午前中から午後にかけての5時間程度の利用が多いというふうに聞いております。

以上です。

(諒訪) そうしますと、午前中いっぱい、そして午後のちょっと過ぎたあたりまで、お昼寝の前ぐらいまでご利用が一番多いということなのですけれども、その利用するに当たっての保護者の方の利用するための理由というのは何かお聞きにはなっていらっしゃるのでしょうか。

(保育課長) この未就園児預かり保育試行事業のほうは、誰でも使えるものになっておりまして、特に就労等の要件を問わないものとなっておりますので、特に理由等は把握はしておりません。

以上です。

(諒訪) 事業者の方々への聞き取りとか、あとは実際に利用されている方々の聞き取りなども行われているかと思うのですけれども、事業者への聞き取りについては以前お聞きしたことがあります。実際に利用されている方々のご意見というのはどんなふうに受け取っているのかを伺いたいと思います。

(保育課長) 実際に利用されている方からは、また機会があれば利用し

たいというようなご意見もいただいております。また、もう少し家の近くにあればもっと利用がしやすいというような声もいただいております。

以上です。

(諏訪) 利用するに当たっては登録をすると。そのときにお子さんのいろいろな状態なども書き取ったりしているかと思うのですけれども、やはりゼロから2歳児までというのは月齢によって発達の状況がうんと変わるとと思うのです。ですから、昨日できなかつたことが今日できるというようなことが間々あるかなと思うのですけれども、利用登録するときから実際に利用されるまで日にちもかかっている方もいらっしゃるかと思うのですけれども、そういったところでのそごというのかな、何かお聞きになっているかどうか、お願いします。

(保育課長) 事業者のはうからは、事前の面談のみで利用が始まるために、子どもの情報が少ない中での預かりに難しさを感じているという声は聞いております。ただ、そのような場合には送迎時等に保護者から聞き取りを行うなど、丁寧に対応をしてお預かりをしているというふうに聞いております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、実際には利用登録をしたときと利用されるときの時間的なもので大きく保育内容が変わる可能性もあるけれども、その時点で確認ができているということでおよろしいわけですね。

(保育課長) 現在事業者のはうではそのように努力をしていただいているので、丁寧に対応して実際にお預かりをしていただいております。以上です。

(諏訪) そうしますと、あとは人員の配置の問題がやはり大きいかなと思っているのです。実際にこの制度ができたときに、現場の保育士さんなんかからは本当に大変な事業だねということをお聞きしていました、特に今回利用時間帯が午前中が多いということでございますけれども、普通の保育園なども朝が一番、預かるときが大変というふうに伺っております。そういった中で、全く初めて利用されるお子さんを朝お迎えす

るというときに、保育士さんのほうとしては大変な思いがあるのではないかなと思うのですけれども、そういった人員配置について、事業者の方から今のままではちょっと難しいよというようなお話とかというのは聞こえてきていなかでしようか。

(保育課長) 事業者の方は、やはり初めてお預かりするお子さんをお預かりする場合については保育者が 1 対 1 で対応するなど、そういった形で職員の配置とかをするような形になるので、お預かりする人数を少し制限したりとか、そういった形で対応しているというふうには聞いております。

以上です。

(諒訪) そうしますと、もう既に令和 7 年度も開始していますけれども、今回初めに手挙げをされたにこにこ保育園が事業を継続しないということ、そして新たにめぐみの木さんが事業をするということのようなのですけれども、にこにこ保育園さんが事業を行わないという理由というのは何か聞いていらっしゃいますか。

(保育課長) にこにこ保育園につきましては、保育士の配置人数は足りてはいたのですが、短い時間の保育士さんですか、そういった方の配置が多かったために安定した運営が難しかったというところがありまして、今年度については実施をしていない状況です。

以上です。

(諒訪) 最後になりますけれども、事業者さんからはやはり事業を運営するに当たってこの規模の事業費では厳しいという声が大変伺えているのですけれども、この辺の見直しをするとかということは市のほうでは何か考えていらっしゃるかどうかを伺います。

(保育課長) 令和 8 年度からは給付化されることになっておりまして、ただ国の方はまだ何も情報が示されておりません。その情報が示され次第、市の方でも検討していきたいと思っております。

以上です。

(諒訪) では、次に 203 ページの福祉課さんの生活保護扶助事業でございます。こちらのほうなのですけれども、資料請求させていただいていま

して、実際の生活保護の申請状況などを集計を出していただいておりますが、実をいいますと埼玉県の全自治体に社会保障制度をどんなふうに運用しているかというアンケートを出させていただいて、その集計なども毎年行っているのですけれども、その中で鴻巣市の生活保護のいわゆる相談から申請、それから保護決定までのところで保護率が非常に低いということが他の自治体から結構気にされているのですけれども、生活保護の実際に相談を受けて、相談するというのはもう生活保護を申請したいのだという方が大方かと思われるのですけれども、受けて実際に決定するまで、どんなふうに行って、保護の決定に至らなかったのかということを伺いたいと思います。

(福祉課長) まず、窓口のほうに個々の相談、生活が困窮しているということで相談に来られた方につきましては、一人一人、親切丁寧にその方の状況に応じて、その場で申請をしたいというご意思のほうは確認をさせていただいております。もちろんその場で申請をして書いていかれる方もいらっしゃいますし、一度そこで聞いたのだけれども、またご自宅に帰られて家族の方とちょっと相談してみるという方もいらっしゃいますので、その点については、特にその場で書かせないとかということはないので、適正な面接をさせていただいた上で、本人の意思を確認して申請のほうは受理させていただいております。受理させていただいた後に、福祉課内のほうで決定、基本14日以内になっておりますが、やむを得ない場合は30日以内に決定をすることになっておりますので、その期間を厳守して決定を出しております。

以上です。

(諒訪) ただいま作っていた資料を拝見させていただいてまして、まず窓口の相談件数、令和6年度だけで申し上げますと614件。この窓口というのは電話も含めてなのかなと思いますが、での相談件数が614件。そうしまして、新規の申請世帯数が166件なのです。ですから、相談は614件ありました。1人の方が何回かということもあるかと思いますが、実際に申請をした世帯は166世帯です。だから、4分の1ぐらいになっているのかなと思います。そして、そのうち申請をして、実際に開

始した世帯が139となっております。そうしますと、27世帯の方が申請したけれども、保護の開始ができていないということだったかなと思うのですけれども、この辺の数字をどのように福祉課では捉えていらっしゃるか伺います。

(福祉課長) まず、相談件数のほうになりますが、こちらの相談件数、特に集計の基準がなくて、自治体によって相談の捉え方が異なっております。本市の場合ですと、匿名で具体的な相談とならない場合ですとか、相談した結果、生活保護に直接関係がつながらなかった場合でも、今後のために記録を残しているために相談件数に含まれているという数字になっておりますので、他市町村と比べて若干数字が大きいものと考えております。また、新規の開始世帯等につきましては、申請をした後にやはり却下ですか、取下げをしたいという方もいらっしゃったりとかしますので、そういう方の件数もこの中に含まれているものと考えております。

以上です。

(諒訪) 相談については、何をどうというのがあるかと思いますので、丁寧に聞き取ってくださっているというところはよく分かります。ただ、申請をして結びつかなかった件数がとても多いなという感じが受けられるのですが、そうしますと福祉課のほうで却下をした件数、またご自身で取下げをした件数などは数えていらっしゃるのか伺います。

(福祉課長) 令和6年度でよろしいでしょうか。令和6年度におきましては、却下が10件、取下げが9件となっております。

以上です。

(諒訪) 取下げはそれぞれご自身で決めているかなと思いますが、却下の10件というのは、これはどういった傾向で却下をしているかというのだけ教えていただければと思います。

(福祉課長) 申請をしたけれども、やはり所得ですか、そういう収入を調査した上で、実はもっといっぱい所得があったとかというのが主なものだと考えられますが。

以上です。

(諏訪) そうしますと、財産があったとか、収入要件が合わないというようなところでの却下ということなのですが、暮らしの状況というのは鴻巣市だけいいというわけでもないかなという気もするのです。なので、傾向として鴻巣市の却下の件数が多いという感じが受けられるのですけれども、そこはほかの自治体と何か横のつながりでお話をされたり、協議を持たれたり、あるのかどうかをちょっと伺いたいなと思います。

(福祉課長) 横のつながりというのは特にございません。基準に沿って事務を進めております。

以上です。

(諏訪) では、297ページの教育のところです。教育総務課の小・中学校のあり方研究懇話会委員謝礼というのがありますね。まず、そこからお願いします。この謝礼は、あり方研究懇話会の委員というのがどんな方、毎年替わっているのか、ずっと同じ方なのか、その辺も含めて、どういった方が研究懇話会の委員なのか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 40 分)



(開議 午後 4 時 40 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) まず、委員のメンバーなのですけれども、毎年同じかどうかという部分なのですけれども、こちらテーマによって委員さんのほうが替わるという形になります。委員さんのメンバーなのですけれども、自治会、PTA、校長先生、学識経験者、教育長が必要と認める者という形になっております。

以上です。

(諏訪) テーマによって委員のメンバーは替わりますということですが、基本は自治会やPTAや、そういった役職の方々ということなのですが、令和6年度のあり方研究懇話会の委員はどの地域のどんな方が委員だったのかを伺います。

(教育総務課長) 令和6年度につきましては、川里地域という形になり

ます。メンバーなのですけれども、川里の自治会の方とか、小中学校のPTA関係者、あとは校長等になってまいります。

以上です。

(諒訪) そうしますと、令和6年度は川里地域のあり方研究懇話会があったということなのですが、この会議録、会議がどんな内容だったのかがちょっと、私もホームページを穴が開くぐらい見てているのですけれども、なかなかヒットしないものですから、会議録などはどうのように公表されているのか。報償金が出るものですので。お願ひいたします。

(教育総務課長) 会議録の公表につきましては、ホームページのほうで公開しております。

以上です。

(諒訪) そうしますと、ホームページのあり方研究懇話会で引いてみれば今回の6年度のものも出てくるということなのですけれども、6年度は何回開催されて、テーマは何だったのか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時43分)



(開議 午後4時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) テーマにつきましては、川里地域における義務教育学校の新設に関する内容という形になっております。それとあと、会議の回数でよろしいですか。会議の回数につきましては、昨年度は2回開催しております。

以上です。

(諒訪) 2回開催をしたということでございます。日にちが分かれば教えていただきたいのと、あとは2回とも既にホームページに会議録が掲載されているということでございますので、後で読みますけれども、日にちを教えていただけないでしょうか。

(教育総務課長) 日にちのほうなのですけれども、令和6年7月2日、令和8年8月8日……すみません。大変失礼しました。もう一度。令和

6年7月2日、令和6年8月8日となってまいります。

以上です。

(委員長) ただいまの文言の訂正につきましては、委員長に一任願います。

(諒訪) では、2回行われているということなのですけれども、実際に地域の方々集まつていただいて懇話会ということなのですけれども、どういった内容が成果として教育委員会は承ったのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時46分)



(開議 午後4時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育部副部長) 私のほうからお答えをさせていただきます。

川里の義務教育学校につきましては、基本構想、基本計画のほうを令和5年度末に策定しております。まず、そちらの内容について、懇話会にご参加いただいている皆さんに丁寧に説明をさせていただきました。その基本構想、基本計画の中で、例えば施設の面ですとか、あとは実際登下校はどんなような形にしたらいいのかですとか、あとはこれから造る学校について、皆さんがこんなふうにしていったらいいのではないかというようなお気持ちですとかというのを正直に皆さんざくばらんにお話をいただいたようなあります研究懇話会になったということでござります。

以上です。

(諒訪) 6年度はまだ……もう終わっているか。7年度もこの懇話会というものは開催するのでしょうか。

(教育総務課長) 令和7年度の開催の予定は、今のところ予定はございません。

以上です。

(諒訪) では、同じ場所の統合準備委員会補助金180万円でございます。この統合準備委員会は何をしたのか伺います。

(教育総務課長) こちらが、小谷小学校の統合準備ということで、小谷小学校の統合に当たり、統合のほうを行ったような形に……統合で小谷小学校のほう閉校という形で進めていったものとなってまいります。以上です。

(諒訪) 180万円なのです。その使途を伺います。

(教育総務課長) こちら、使途につきましては、閉校記念誌の作成とか、あとは最後の閉校に当たっての記念の式典とか、あとはバルーンリリースとか、あとは記念碑等に使っております。

以上です。

(諒訪) そうしますと、当然、統合先となる吹上小のこともこの統合準備委員会では、記念誌ですか、記念誌作成においても吹上小のことも当然触れられているかと思いますけれども、いかがでしたでしょうか。

(教育部副部長) お答えいたします。

この統合準備委員会というのは、1年をかけて、統合をするために必要な準備や様々なことを話し合いをして進めております。例えば先ほど教育総務課長のほうが申し上げたとおり、閉校に当たっての記念誌を作ったりですとか、あとは最後閉校式典というのも皆さん主導でやっていただいてはおるのですが、式典の開催について、そしてスムーズに子どもたちが登校できるように、統合先の箕田小学校と吹上小学校のほうへ子どもたちが出向いての交流事業の実施ですか、あとは統合後のPTA活動なんかについても、今まで小谷小学校のほうでPTA活動、また吹上小学校のほうと箕田小学校のほうと一緒になるといろいろなことが変わるので、その辺のすり合わせ、そして実際通学に当たってどんなふうに通学路を組んでいったらいいのかというような、本当に細かい詳細な内容について話を、吹上小学校に多くの児童が今回行っておりますので、統合先の学校ともちろん話をしているというような内容でございます。

以上です。

(諒訪) では、299ページでございます。スクールバス運行事業なのですが、6,591万9,647円ですが、このスクールバスの運行の具体的な

詳細を、そして委託料の詳細を伺います。

(教育総務課長) 令和6年度のスクールバスの運行の詳細なのですけれども、こちら中央小学校のほう、笠原地区、常光地区からの中央小学校へのスクールバスの運行、それとこちらが北新宿地域のほうから下忍小学校のほうへ運行するスクールバスという形になってまいります。

(諒訪) 笠原小が中央小、それから常光小が中央小ということと、あとは北新宿から下忍小、それから小谷から吹上小というバスなのですけれども、朝何台が運行していますか。

(教育総務課長) 運行台数につきましては、6年度の台数でよろしいでしょうか。令和6年度につきましては、鴻巣中央小学校の関係でマイクロバスのほうが6台、下忍小学校のほうが中型バスが3台となっております。

以上です。

(諒訪) 303ページのさわやか相談員活用事業でございます。こちらなのですけれども、8校の中学校にさわやか相談室があるのですが、こちらの人数は各学校1名ずつなのかということと、あとは相談の件数、そして相談するに当たってはたしか予約をしなければならないというふうに伺っているのですけれども、予約の待ち状況などが分かればお願いいいたします。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、私のほうからは人数につきましてお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、中学校8校にそれぞれ1名ずつの配置をさせていただいておるところでございます。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) 教育支援センターからは、相談件数について報告させていただきます。

令和6年度の相談件数は8,788件で、主な内容といたしましては、不登校、あとは性格とか行動とか、あとは家庭のことが多くなっております。あと、2つ目の予約ということなのですが、特に予約制ではありませんので、相談する保護者、あとは生徒の、そちらが直接出向いていっていただいて相談員とお話ししていただくことで、いつにするかということ

ろで約束するということなので、予約待ちとかは特にないかなというところで聞いております。

以上です。

(諒訪) 予約しないで相談ができるというのは、ちょっと私初めて伺つて、赤見台中学校ではたしか電話で予約をしていたと思ったのですけれども、8,788件、8校で割ると1校1,000件ぐらい、1,000件以上あるということなのですが、さわやか相談室開いている日数からすると結構過密なのかなという感じがするのです。ですので、ちょっと実態がどうなっているのかを後でお聞きいただければなと思っています。すみません。あと、すみません、次に317ページの小学校施設改修事業でございます。これは、先ほども高齢者福祉センターのほうでもちょっとお聞きしたのですけれども、いわゆる鴻巣市のいろいろな修繕に関わる部分が包括管理になっているということで、小学校、中学校に関しても、特に学校長からここが壊れていますというようなことが相談がなくとも、見回りの状態で壊れている箇所だと直さなければいけないところというものはJMさんのほうが調べて直していくのだとは思うのですけれども、実際に学校長から修繕箇所上がってきた件数といいますか、それに基づいて修繕を行った件数を資料請求させていただいて、出してはいただいているのですが、とても件数が多いなという感じを受けますが、教育委員会としては、学校たくさんありますが、その中で修繕に関わる部分、どのくらい教育委員会さんで把握といいますか、ある程度の管理ができるいるのかどうかを伺いたいと思います。具体的な修繕箇所などの検証も含めて、できているかどうかを伺います。

(教育総務課長) こちら、学校から修繕とかの依頼というのが、流れとすると学校から上がります。その流れの中で、教育総務課のほうにもこういった修繕の依頼があるというのは確認ということで把握ができるような形になりますので、修繕の内容についてはこちらのほうでも把握しているのが現状です。ある程度というよりも、依頼のあったものについては全部把握しているというふうに認識しております。

以上です。

(諏訪) 把握していただいているということなのですが、あとは子どもたちからも様々な声が上がっているのではないかと思っているのです。あとは、それを通して保護者の方からの修繕というのでしょうか、の要望が上がっているかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5 時 0 1 分)

---

◇

---

(開議 午後 5 時 0 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) 例えば子どもたちからの声とかなのですけれども、学校のほうで把握のほうをしてということで、学校の先生とかからこちらのほうに上がってくるというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) では、311ページの人権教育推進事業についてお伺いいたします。こちらのほうが、いじめ問題対策連絡協議会委員の報酬ございます。6万7,000円なのですけれども、こちらの報酬の……実際には何人いらっしゃることと、いじめ問題対策連絡協議会が6年度開催はあったのかどうかを伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

いじめ問題対策連絡協議会ですが、まず報酬額なのですけれども、日額で委員長さんが6,000円、委員さんが5,500円となります。委員さんが15人おります。うち委員長さんが1人ということになっておりまして、昨年度は開催は2回行っております。

以上です。

(諏訪) 昨年度の2回の協議会なのですけれども、どういった内容だったのでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

いじめ問題に係る鴻巣市のまず現状、それから最近の施策等の情報提供、そして意見交換等を行っております。そして、特に令和6年度は鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針の改定に向けての委員さんのご意見

等、また協議といったことを進めてまいりました。

以上でございます。

(諏訪)次のページに訴訟事務委託料14万3,000円というのが掲載されていますけれども、訴訟は何件で、どういった内容なのか伺います。

(学校支援課長)お答えいたします。

令和6年度の件数でよろしいでしょうか。令和6年度は1件でございます。そして、内容ですけれども、こちらは令和元年度の市内中学校において起こったいじめ重大事態への対応等について、被害生徒の保護者である原告が不服とし、令和3年11月に加害生徒3人及び本市に対し、原告代理人よりさいたま地方裁判所に提出された訴状が送付されたものです。市に対しては、学校の対応について、義務違反として約100万円の請求がされております。12回の口頭弁論がなされて、令和6年12月に判決となりました。市と加害生徒1人に対しての請求は棄却されました。一方、加害生徒2人に対しての請求は一部認められ、支払いを命じられました。令和7年1月に原告代理人より裁判所に控訴状が提出されまして、現在控訴審が始まっております。本委託料は裁判に要する準備金であり、控訴審が始まるに当たり、市側の代理人を依頼するためのものでございます。

(諏訪)そうしますと、現在訴訟に関わる費用は、費用といいますか、訴訟は6年度から7年の1月に控訴された分の訴訟の1件ということでおろしいですか。

(学校支援課長)今現在の件数でしょうか。今現在でいいますと、訴訟の件数は2件となっております。

(諏訪)そうしますと、控訴された1件、それと新たに1件ということでおろしいのですね。

(学校支援課長)はい、そのとおりでございます。

(諏訪)では、全体をちょっと伺いたいなと思っているのですが、今回職員の有給の取得日数だとか、長時間勤務の時間数だとかというのを各所属ごとに資料を出していただきまして、この文教福祉常任委員会の中でも長時間勤務がとても多いなというところの課があります。福祉課さ

んと、あと教育総務課さん、そこなのですが、その長時間勤務が多いな  
と感じたところは有給休暇の取得も少ないということがどうも連動して  
いるようなのですけれども、その辺を管理されている方々はどのように  
お感じになっているのかだけ最後に伺いたいと思います。

(福祉課長) 昨年度、福祉課のほうの超過勤務時間が長いのと、あと有  
給休暇が少ないというのは私のほうでも把握はしているのですけれども、  
人数がやはり少ないというのもあるかと思いますし、ただ職員は一  
つ一つ事務に対して丁寧に、間違いがないように行っておりますので、  
超勤をするなというか、あまりしないでということも言えないもので  
から、例えば、人によってそれぞれ違いますが、平日できないとい  
うことであれば土曜日に午前中だけでもやる職員もおりまして、その土曜日  
については振休をして、有給はその後に使うという職員もおりますので、  
今後については、今年度は若干去年よりは下がっておりますので、少しずつ  
事務の改善も含めて人数のほうも増員していきたいなと考えております。

以上です。

(教育総務課長) こちら長時間となる勤務についてなのですけれども、  
やはり業務が複雑化、多岐にわたっている部分があるのかなというのは  
非常に感じております。施設の老朽化等もあるのでしょうか、いろいろ  
修繕しなければいけないとか、あと対応しなければならない内容とい  
うのももう突発的に、あとはもう本当に想像もしないような部分とい  
うのでもありますので、そういうもので現場対応とかで時間を取られたりと  
か、あとは施設だけではなくて、学校で使っている備品関係とか、そ  
ういったものもやっぱり老朽化していたりとか、あったりとか、あとは I  
C T 関係の部分とかも本当に、補正予算にも上げたのですけれども、故  
障とかそういうものもあるので、そういう対応とかでどうしても時  
間が割かれたりとかという部分があるのかなとは感じております。時間  
外の関係なのですけれども、こちらのほうもやっぱり、定時になったか  
らやめなさいとか、もう帰りましょうというのもなかなか言えないとい  
うような部分があります。やっぱり学校とかに影響がないような形でと

いうことで、やらなければいけないものはやっていかなければいけないのかなということで、そこは、でも無理することなくとは思ってはおります。

以上です。

(健康福祉部長) 諏訪委員さんのご指摘がありましたけれども、超過勤務が多いということでございます。なかなか仕事が減っていかないというのも一つあります。それでも、先ほどの、例えばですけれども、相談の件数が増える、申請の件数が増える、そこでも結果を出さなくてはいけないという、先は見えておりますので、まずは市民に迷惑がかからぬようきちんと計画的にやっております。いずれの職場におきましても、所属長の管理の下に超過勤務しております。また、有給の取得についても促しをしながら、それから特に夏季休暇もございますので、100%取得を目指すなど、あとは水曜日のノー残業デー、ノー残業週間を徹底するなど、めり張りの利いた職場になるよう、所属長の管理の下に勤務をしているところです。職員の人数も増えればいいのでしょうかけれども、そこは市役所全体の中で総務部と話をしながらお願いをしつつ、実現するところ、しないところもありますので、現状で何とか頑張っているというところでございます。

(委員長) 本日はこの程度で収めたいと思います。

次回は9月16日火曜日午前9時から開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(散会 午後5時13分)